ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

令和５年１月　29 日

東京都知事　　小池　百合子様
東京都議会議長　　三宅　しげき様
東京都環境影響評価審議会会長　柳　憲一郎様

＜緊急要請＞

令和５年１月 20 日に提出された「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」に係わる環境影響評価書には、数多くの「虚偽の報告、資料の提出」が行われております。東京都環境影響評価条例第九十一条第五項の規定に基づき、知事は、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告を行ってください。また、環境影響評価審議会におかれましては、再審を行っていただきたく要請いたします。

（一社）日本イコモス国内委員会委員長　岡田 保良
（一社）日本イコモス国内委員会
文化的景観小委員会主査　石川 幹子
住所：　東京都千代田区一ツ橋 2-2-5
岩波書店一ツ橋ビル 13F
㈱文化財保存計画協会　気付
法人名：(一社) 日本イコモス国内委員会
連絡先：Tel/Fax　03-3261-5303
Email　jpicomos@japan-icomos.org

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

記

令和 5 年 1 月 20 日に提出された、「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」に係わる環境影響評価書には、数多くの「虚偽の報告、資料の提出」が含まれております。これに対して、(一社) 日本イコモス国内委員会は、令和 5 年 1 月 23 日に、以下の要請書を発出しております。

(一社) 日本イコモス国内委員会　要請書　令和 5 年 1 月 23 日
「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業についての環境影響評価書」における調査・予測・評価への非科学的対応と、誤った事実認識に伴う生態系の破壊、大量の樹木伐採と不適切な移植計画による持続不可能な森の形成、市民の力により創り出された国際的文化遺産の破壊に対する、東京都環境影響評価審議会における再審の要請　ICOMOS Japan

(一社) 日本イコモス国内委員会は、事業者 (代表 : 三井不動産) に対して、この内容の説明を行うことにより、改善をしていただきたく、連絡をとり、努力をして参りましたが、一斉、応じていただくことは、できませんでした。

このため、虚偽の報告が行われている環境影響評価書が確定されることは、東京都環境影響評価審議会を著しく軽んじるものであり、都民の信頼を裏切る行為となりますので、東京都知事小池百合子様におかれましては、「東京都環境影響評価条例第九十一条第五項の規定に基づき、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告をお願い申し上げます。

東京都環境影響評価審議会会長・柳憲一郎様におかれましては、科学的調査の基礎を踏まえないことに起因する誤った現状分析、これに伴う虚偽の予測と評価が含まれている「評価書」であることから、審議会における再審を行っていただききたく、要請いたします。

なお、調査内容の非科学性に関しましては、これを指摘しました (一社) 日本イコモス国内委員会が、審議会の場で事業者と同席の上、立証する機会を設けていただきますよう、お願い申し上げます。

以上

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

事業者により提出された「環境影響評価書」

（令和５年　１月 20 日）

における「虚偽の報告及び資料の提出」の一覧

１．生態系の調査・分析における科学的調査の誤りと虚偽の報告

２．「建国記念文庫の森」の保全に関する虚偽の報告

３．「移植樹木を活用した計画」における虚偽の報告

４．「いちょう並木の現状報告」における事実を隠蔽した資料の
提出と虚偽の報告

５．「緑の量の変化の内容及び程度は小さいと考える」とする
環境影響評価書の「環境に及ぼす影響の評価の結論」
における虚偽の報告

上記項目に関する、詳細な資料は、以下の通りです。

（一社）日本イコモス国内委員会要請書
（令和５年１月 23 日、公表）
「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業についての環境影響評価書」
における調査・予測・評価への非科学的対応と、誤った事実認識に伴う
生態系の破壊、大量の樹木伐採と不適切な移植計画による持続不可能な
森の形成、市民の力により創り出された国際的文化遺産の破壊に対する、
東京都環境影響評価審議会における再審の要請　ICOMOS Japan

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

1．生態系の調査・分析における科学的調査の誤りと虚偽の報告

環境影響評価書案審査意見書（知事意見）では、「生物・生態系」において、

「植物群落調査等の結果を生態系保全の目標の設定に反映し、保全対象とする指標種を定めること。その上で、基盤となる土壌環境と土壌生態系を含め、まとまりのある生育環境となる樹林地の保全及び再生の考え方を示すこと」

という対応が求められた。

これに対して、事業者は、表 8.6-3 に示す調査方法を行ったと報告している。

表8.6-3　陸上植物の状況の調査方法

調査項目		調査方法
陸上植物の状況	植物相	計画地内を踏査し、生育する植物を記録した。
	植生	計画地内を踏査し、相観により植生を区分し、各々の植生の広がりを平面図に記録した。
	植物群落	植栽地において方形区（コドラート）を設置し、相観による植物社会学的な調査方法によった。
	樹木の活力度	計画地内を踏査し、生育する樹木のうち樹勢等の調査が可能な3m以上の樹木を対象に、樹木の活力度を記録した。

植物群落の調査において、植物社会学的調査の方法論の適用に誤りがあり、非科学的対応に起因する虚偽の報告がなされている。以下、順次、その内容を示す。

（1）調査結果の誤り：その１　　表 8.6-11（植生区分）及び図 8.6-4

表 8.6-11 の植生区分において、当該地域における重要な群落である「常緑樹落葉樹混交林」が、区分されていない。この結果、図 8.6-4 は、誤った記載となっている。

この判断の根拠は、「環境影響評価書」の資料編 467 頁～468 頁に報告されている群落調査表、毎木調査表、（一社）日本イコモスによる現地調査により行った。

この結果、図 8.6-4 において、建国記念文庫の森、いちょう並木東側、中央広場と絵画館前広場を繋ぐ群落区分が間違っている。これらの群落は、当該地区の主要な群落に相当し、環境影響評価書における、致命的な間違いである。

表 8.6-11（植生区分）の誤り

植生区分	植生基本分類	群落名	概要
木本群落	植林地（その他）	植栽樹群（常緑広葉）	スダジイやマテバシイ、クスノキ等の常緑広葉樹が優占する植栽樹群。
		植栽樹群（落葉広葉）	ケヤキやトウカエデ等の落葉広葉樹が優占する植栽樹群。
		植栽樹群（常緑針葉）	クロマツやカイヅカイブキ、ソテツ等の常緑針葉樹が優占する植栽樹群。
		植栽樹群（落葉針葉）	ラクウショウやメタセコイア、イチョウ等の落葉針葉樹が優占する植栽樹群。
		植栽樹群（混交）	各種の樹木が混生して優占種が判別できない植栽樹群。
その他	グラウンドなど	公園・グラウンド	土地利用が小規模な児童公園やグラウンドのもの。
	人工構造物	構造物	土地利用が建築物等のもの。
		道路	土地利用が道路のもの。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

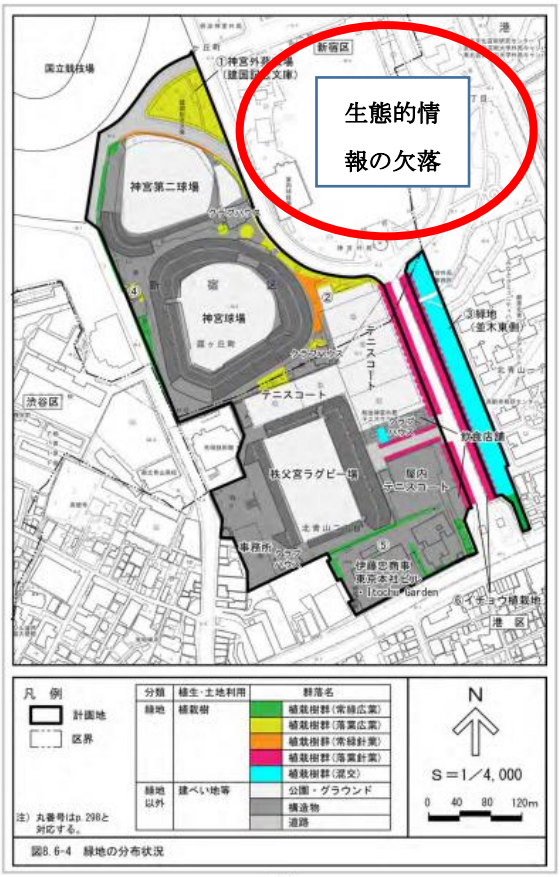

1．建国記念文庫の森
全て、落葉広葉は誤り。
常落混交林が優占

2．いちょう並木東側は、群落調査がたった１ヵ所であるため、区分は正しく行われていない。

3．神宮球場東側の常緑針葉の分類は間違い。

図 8.6-4 緑地の分布状況
（評価書 309 頁）の誤り

写真１：落葉広葉樹林と区分されている建国記念文庫の森（2023 年 1 月 27 日撮影）
亜高木層は、スダジイ、シラカシ、クスノキ等の常緑広葉樹が優占。
写真中央が、ケヤキ。　常落混交林である。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

（２）調査結果の誤り：その２　　群落組成調査結果（資料編 467～473 頁）にもとづく、植物社会学調査の基本となる方形区のとり方、調査ヵ所、植生断面図の誤り

＜方形区のとり方＞植物社会学では、調査区は、通常、方形区をとることが基本である。本調査では、建国記念文庫の森では、調査区が１５ｘ３０メートル、で２ヵ所、いちょう並木東側では、１０ｍｘ６０ｍであった。これは、「方形区」ということはできず、基本的調査法の間違いである。現地を確認した所、平坦地であり、十分に均一な環境を有する方形区をとることが可能な群落であった。

＜植生断面図の誤り＞評価書 310～312 頁では、植生断面図が掲載されているが、誤った記述となっている。以下、具体的に示す。

事例１：(建国記念文庫の森・南側)

ラグビー場の建設により、完全に破壊される森であり、「植栽樹群（落葉広葉)」と分類されている。群落調査表（資料編 468 頁）では、高木層はケヤキが優占しているが、同時にクスノキが出現し、亜高木層はスダジイ、シラカシが優占している。したがって、群落の階層構造に基づき、落葉広葉樹林の分類は間違いで、常落混交林である。

群落名：	植栽樹林群（ケヤキ）	調査日：	2022/6/29	調査地点：	14
地　形：	[redacted]	風　当：	中	方　位：	－
土　壌：	人工土	日　当：	中陰	傾　斜：	0
標　高：	[redacted]	土　湿：	適	面　積：	15×30m

階層構造：	優占種	高さ(m)			植被率(%)	備考
T1 高木層	ケヤキ	12	～	20	95%	
T2 亜高木層	スダジイ	4	～	12	80%	
S 低木層	ヤブツバキ	0.2	～	4	20%	
					%	
H 草本層	ケチヂミザサ	0	～	0.2	60%	
					%	

階層	D・S	種名
T1	5・4	ケヤキ
T1	1・1	ムクノキ
T1	1・1	クスノキ
T2	2・2	スダジイ
T2	2・2	シラカシ
T2	1・1	オオシマザクラ

階層	D・S	種名
S	1・1	ヤブツバキ
S	1・1	イヌビワ
S	1・1	ヒトツバタゴ
S	1・1	コブシ
S	+	コムラサキ
S	+	ツツジ（園芸品種）
S	+	オオシマザクラ
S	+	トウネズミモチ
S	+	ヤマグワ
S	+	ニワウルシ
S	+	カジノキ
S	+	イイギリ
S	+	ゲッケイジュ

階層	D・S	種名
H	2・2	ケチヂミザサ
H	2・2	ヘクソカズラ
H	2・2	ドクダミ
H	1・2	ネズミガヤ
H	1・2	ジャノヒゲ
H	1・2	アズマネザサ
H	1・1	クサイ
H	1・1	ヒメムカシヨモギ
H	1・1	オオバコ
H	1・1	ガンクビソウ
H	1・1	セイタカアワダチソウ
H	1・1	マスクサ
H	1・1	クサイチゴ
H	1・1	ナキリスゲ
H	2	フキ
H	2	キヅタ
H	2	キカラスウリ
H	+	ハルジオン
H	+	シロツメクサ
H	+	ヌカボ
H	+	ヘビイチゴ
H	+	カタバミ
H	+	シラカシ
H	+	ヨモギ
H	+	ウラジロチチコグサ
H	+	シュロ
H	+	アオキ
H	+	クスノキ
H	+	エノキ
H	+	ツタ
H	+	オオニワゼキショウ
H	+	アオオニタビラコ
H	+	ヤブマメ
H	+	コナスビ

（※D・S：被度・群度）

注)：調査表における高木層（T1）の被度・群度（５・４）は誤り。

表出所：環境影響評価書（資料編）468 頁

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

事例２　建国記念文庫の森（北側）：写真１参照

ラグビー場の建設により、南側の森は、完全に破壊されるが、かろうじて保全されると計画されている北側の重要な樹林地である。以下が群落調査表（資料編 467 頁）で、高木層はケヤキ、クヌギが優占しているが、同時にクスノキ、シラカシが出現し、亜高木層はスダジイ、シラカシが優占している。現地での確認を行った結果、植生断面図は異なっていた。樹木の高さが、全く異なっている。調査区は、15X30mでは不十分で、30X30mが必要である。群落の階層構造からみて、南側の森と同様の常落混交林であり、評価書に示された、「落葉広葉樹林」の分類は間違いである。

群落名：	植栽樹林群（ケヤキ）	調査日：	2022/6/29		
地　形：	[redacted]	風　当：	中	方　位：	－
土　壌：	人工土	日　当：	中陰	傾　斜：	0
標　高：	[redacted]	土　湿：	適	面　積：	15×30m

階層構造：	優占種	高さ(m)			植被率(%)	備考
T1 高木層	ケヤキ	14	～	20	70%	
T2 亜高木層	スダジイ	2	～	14	50%	
S 低木層	ヤブツバキ	0.2	～	2	10%	
					%	
H 草本層	ケチヂミザサ	0	～	0.2	50%	
					%	

階層	D·S	種名
T1	3·3	ケヤキ
T1	2·2	クヌギ
T1	1·1	クスノキ
T1	1·1	トウカエデ
T1	1·1	シラカシ
T1	1·1	シラカシ
T2	3·3	スダジイ
T2	1·1	アカマツ
T2	1·1	クスノキ
T2	1·1	オオシマザクラ
T2	1·1	タブノキ
T2	1·1	ケヤキ
T2	+	トウネズミモチ

階層	D·S	種名
S	1·1	ヤブツバキ
S	1·1	サンゴジュ
S	+	ナンテン
S	+	トウネズミモチ
S	+	ヒサカキ
S	+	ドウダンツツジ
S	+	イヌツゲ
S	+	マサキ

階層	D·S	種名
H	2·2	ケチヂミザサ
H	2·2	ヘクソカズラ
H	1·2	ドクダミ
H	1·2	ジャノヒゲ
H	1·2	クサイチゴ
H	1·1	マスクサ
H	1·1	オオバコ
H	1·1	カタバミ
H	1·1	ガンクビソウ
H	1·1	ヘビイチゴ
H	1·1	イヌワラビ
H	2	シラカシ
H	+	エノキ
H	+	キヅタ
H	+	ムクノキ
H	+	コスミレ
H	+	タチツボスミレ
H	+	クヌギ
H	+	ヤブカラシ
H	+	セイタカアワダチソウ
H	+	ヒヨドリジョウゴ
H	+	カジノキ
H	+	クスノキ
H	+	キカラスウリ
H	+	コナスビ
H	+	ヒメムカシヨモギ
H	+	ミズヒキ

（※D·S：被度·群度）

表出所：環境影響評価書（資料編）467 頁

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

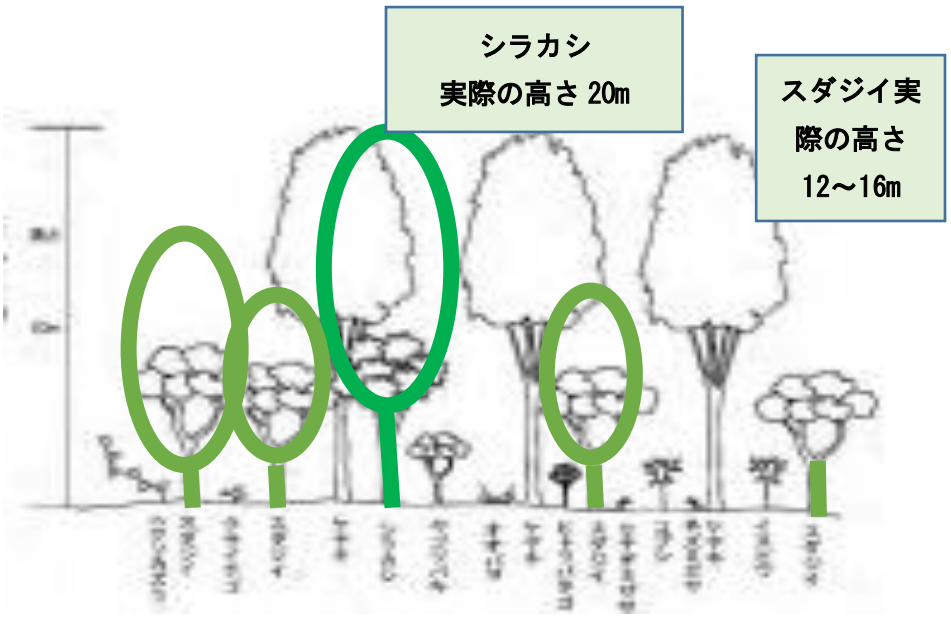

図　8.6-5（1）植生断面図の誤り
緑色で表示してある高さが、毎木調査表および現地で確認した高さである。
断面模式図が、完全に間違っている。

事例３：図 8.6-5(6)、いちょう並木の植生断面図の誤り

以下の図は、植生断面図ではなく、横一列からみたものであり、断面図とはなっていない。重要ないちょう並木の調査は、わずかに 1 行（本編 310 頁、15 行目）、断面図も間違っている。これは、調査が行われていないに等しい。並木であるため、Braun-Branquet による総合被度推定法は、方法論としては適切ではない。ライントランセクト等、他の方法論を検討すべきであった。この調査では、4 列のいちょう並木の環境特性の相違を明らかにすることはできず、事実、何も記載されていない。

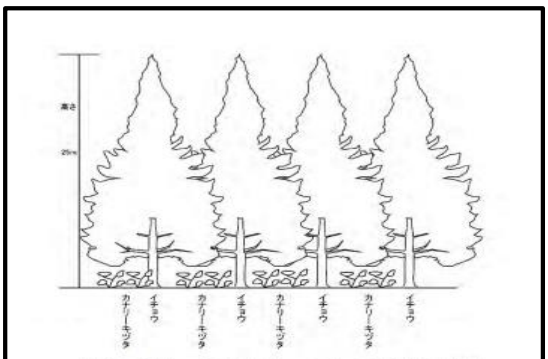

図 8.6-5(6)　(6)4 列いちょう並木の植生断面図

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

事例４：いちょう並木（東側）の緑地における誤った調査

４列のいちょう並木の東側は、並木の緩衝帯であり保存緑地であるため、本来、今回の市街地再開発事業の対象地には含めるべきではないが、植物社会学手法による群落調査も、間違っている。

写真２　いちょう並木東側に位置する樹林地　写真３常落混交林（撮影 2023 年１月 20 日）

以下に示すのは、当該区域の群落調査表（表 2. 4-20(4)、資料編 470 頁）である。第一の基本的誤りは、延長約 300m に及ぶ樹林帯における調査区が、たった１ヵ所であり、しかも、調査区面積は、10mx60mとなっており、明らかに群落調査の基本を知らない調査員が行っていることが、わかる。このような方形区を採用しないことは、植生調査の原則であり、このエリアであれば、複数の調査区は必須である。相観による植物社会学的調査に際しては、まず、全体の概況を踏査し、その上で、サンプルとして調査するにふさわしい方形区の位置を選定し、箇所数を定める。提出された環境影響評価書では（本編 308～311 頁）では、「各種の樹木が混生して優占種が判別できない植樹群」として、植栽樹群（混交）と分類されているが、群落の分類において「混交」とは、常緑広葉樹と落葉広葉樹などが共存している場合に使われる用語であり、概念の適用が間違っている。

掲載されている植生断面図（本編 311 頁）も、当該エリアの群落構造の模式図としては、不適切である。理由は、１ヵ所のみの調査であるため、地被植物の動態等、群落の実態を分析しうる箇所数となっていないためである。

（一社）日本イコモス国内委員会は、当該区域に立ち入ることはできないため、柵の外から観察したものが、写真４、５である。写真４では、創建時よりの大木が枯死し、林間に生じたギャップ（空閑地）に、隣接するシラカシより提供されたドングリから、実生が芽生え、一面、シラカシの実生の群落が形成されている（写真５）。

資料編に掲載されている群落調査表、表 2.4-20（4）では、このような常緑広葉樹の実生は確認されていない。複数のコドラートをとることにより、はじめて遷移の実態を把握する重要なデータを取得することが可能となる。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

写真４　林間に生じたギャップ

写真５　シラカシの実生（撮影 2023 年 1 月 20 日）

出所：環境影響評価書：資料編 470 頁

表 2.4-20(4)　植物群落調査結果（緑地（並木東側））

群落名：	植栽樹林群（ケヤキ）	調査日：	2022/6/29		
地　形：	平坦	風　当：	弱	方　位：	－
土　壌：	人工土	日　当：	陽	傾　斜：	0
標　高：	50m	土　湿：	適	面　積：	10×60m

階層構造：	優占種	高さ(m)			植被率(%)	備考
T1 高木層	ケヤキ	16	～	25	60%	
T2 亜高木層	マテバシイ	4.0	～	16	80%	
S　低木層			～		%	
H　草本層	クサイチゴ	0	～	1	90%	
					%	

階層	D・S	種名
T1	4・4	ケヤキ
T1	1・1	クスノキ
T2	3・3	マテバシイ
T2	2・2	イロハモミジ
T2	1・1	サカキ
T2	1・1	トウカエデ
T2	1・1	スダジイ
T2	1・1	クスノキ
T2	1・1	モッコク
T2	1・1	モチノキ
T2	1・1	ウバメガシ
T2	1・1	ヒサカキ
T2	1・1	モミジバスズカケノキ

階層	D・S	種名
H	3・3	クサイチゴ
H	3・3	ツユクサ
H	2・2	クサギ
H	1・2	ヤブスゲ
H	1・1	ヤマダワ
H	1・1	ハルジオン
H	1・1	ミズヒキ
H	1・1	ドクダミ
H	2	ヘクソカズラ
H	2	セイヨウキヅタ
H	2	マスクサ
H	2	ススキ
H	2	ヨウシュヤマゴボウ
H	2	アオイスミレ
H	+	ヤブカラシ
H	+	ケヤキ
H	+	ケチヂミザサ
H	+	サンショウ
H	+	ツタ
H	+	エノキ
H	+	トウネズミモチ
H	+	ミヅイチゴツナギ
H	+	ヤブカラシ
H	+	イロハモミジ
H	+	ヤツデ
H	+	クスノキ
H	+	ジャノヒゲ
H	+	アオオニタビラコ
H	+	オモト
H	+	ミドリハコベ
H	+	キカラスウリ
H	+	ノゲシ
H	+	セイタカアワダチソウ
H	+	イヌビワ
H	+	イノコヅチ
H	+	イヌタデ
H	+	イヌワラビ
H	+	ヒヨドリジョウゴ
H	+	イタドリ
H	+	ノシラン

階層	D・S	種名
H	+	サンゴジュ
H	+	ツルドクダミ
H	+	ウシハコベ
H	+	ヤブラン

（※D・S：被度・群度）

出所：環境影響評価書：資料編 470 頁

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

（３）結論

以上、植物社会学に基づく群落調査の調査が行われたが、調査地点は、わずかに７ヵ所であった。

建国記念文庫の森（2 ヵ所）と並木東側は、群落調査の方形区、調査箇所数とエリアの設定、断面模式図が、間違っていた。

いちょう並木・スタジアム通り・事務所棟周辺等については、森林群落ではないため、Braun-Branquet 方法論の適用は不適切である。

結果的に、最も基本となる植生区分・表８．６－８）及び表８・６－８，緑地の分布状況の群落分類が間違っていた。

群落分類が間違っているため、将来の植生遷移の道筋を描くダイヤグラムが、全く、作成されておらず、重要な予測となる、「まとまりのある生育環境となる樹林地の保全及び再生の考え方」に科学的連携が行われていない。相観による植物社会学調査の成果として基本となる「現存植生図」が作成されていない。このため、将来の遷移を予測する方法論が提示されないままに、科学的方法論に基づかない、予測、評価が行われている。

２．「建国記念文庫の森」の保全に関する虚偽の報告

（１）環境影響評価書案審査意見書（知事意見）

知事意見では、「生物・生態系」の項目において、

「神宮外苑広場（建国記念文庫）（以下、建国記念文庫の森と記載）

周辺の緑のまとまりについて、

①ラグビー場棟の建設、及び計画区域に隣接する絵画館前広場の整備計画の影響を勘案し、生物・生態系の保全エリアを設定すること、

②設定した保全エリアの拡大について、施設設計の深度化と併せて継続的に検討し、可能な限り保全エリアを拡大すると共に

③ラグビー場の配置・構造等の詳細設計において生物・生態系への影響を回避・最小化する措置を具体化すること。」

という対応が求められた。（資料：知事意見への対応：No.6 生物・生態系）

事業者が提示した図面は、図 8-6-11（本編 344 頁）に示す通りであり、これまでの評価書案に示された保全エリアよりも、各段に狭くなっている。

（一社）日本イコモス国内委員会では、既に 2022 年 10 月 3 日に発した提言で（(ICOMOS Japan)）、建国記念文庫の森の保全に関して、保全が確実に担保されるか否かが、区域も含めて不明であったため、合同の現地調査を行い、確認を要請していたが、回答は全くなく、現在に至っている。東側に設けられる緑道（本編 344 頁）は、豊かな森を伐採したあとに植樹される街路樹であり、生態系の豊かさは失われる。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

知事意見には、「**隣接する絵画館前広場の整備計画の影響を勘案し、生物・生態系の保全エリアを設定すること**」と記載されているが、絵画館前の創建時より継承されてきた樹林地については、調査さえ、行われていないという状況である。

このような評価書の内容を踏まえて、(一社) 日本イコモス国内委員会は、現地調査を行い、実態を明らかにし、評価書に記載された保全が、影響評価の段階であったとしても、可能か否か検証を行った。

評価書には、予測が困難な未来について、**「今後、努力を続けていく」という言葉で終止としている箇所が、多々、見受けられるが、可能な限り、科学的予測を行うということが、環境影響評価の真髄であり、このような記述で曖昧な結論とすることは、厳に慎むべきである。**

（2）評価書において提示された建国記念文庫の森の保全エリア

図８．6-11 に示すものが、2022 年 12 月 26 日の審議会において提示された建国記念文庫の森の保全エリアである（本編 344 頁）。

下図は、これまでの評価書案に示された建国記念文庫の森で、明らかに、地区の南側の部分がラグビー場棟となっており、保全緑地は大幅に、縮小していることがわかりる。

また、双方の図面には、肝心の神宮外苑広場（建国記念文庫）が、描かれていません。

（一社）日本イコモス国内委員会は、繰り返し、ラグビー場の位置と神宮外苑広場の位置を、保存樹木と対照させながら提示するように要請してきたが、今日まで実現に至っていない。この情報がない限り、建国記念文庫の森が、事業者が言われるように保全されるかどうかは、確認することができない。記念文庫は、現状で、文庫そのものが約 12mX12m のエリアであり、神宮外苑広場として活用するには、広場としての動線の確保やベンチなどが必要となるため、少なくとも 30mX30m の空間を要することとなる。

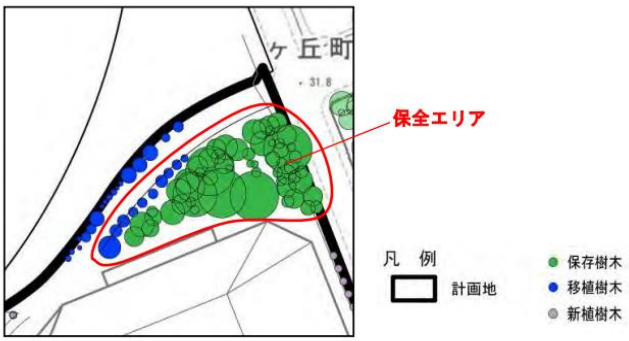

図 8. 6-11　神宮外苑広場（建国記念文庫）の保全エリア

（出所：本編：344 頁）

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

これまでの評価書案（2019 年 7 月）における神宮外苑広場

（３）建国記念文庫の森の秩父宮ラグビー場建設に伴う影響

建国記念文庫の森は、市街地再開発事業対象地における唯一の樹林地であり、絵画館を支える深い森として創建時より継承されてきた。植生遷移がすすみ、現在では、武蔵野台地の典型的な「常落混交林」となっており、将来的には「ヤブコウジースダジイ群集」、「シラカシ群集」に移行していくことが想定される重要な森である。

このため、（一社）日本イコモス国内委員会では、ラグビー場、神宮外苑広場が整備される位置を事業者の提示している図面および、現地調査により仮定し、保存が可能となるか、確認作業を行いった。建国記念文庫の森は、私共は調査権限を持っていないため、「相観による分析」となるが、以下、次に示す 5 つのエリアについて詳述する。

図２－１　建国記念文庫の森における再開発計画に伴う影響（エリア区分図）

注）環境影響評価書案：資料編 212 頁をベースに記載

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

①神宮外苑広場（建国記念文庫の移設）:（図２－１における「番号１」のエリア）

このエリアには、ケヤキの大木が２本（毎木調査番号 72, 60）存在し、西側、北側には、シラカシ、スダジイ、クスノキ等の常緑樹が取り囲んでおり、園路沿いには、ヤエザクラが植栽されていますが、すでに老木となっている。東側は、樹林地内の園路となっており、シダレザクラが植栽されているが、過度の剪定により断幹されており、樹形を留めておらず活力度評価でもＣとなっているす。またコブシ（67）は調書では、Ｃであるが、現地確認の結果、すでに枯死していた。移植計画では保存と記載されており、調査を正確に行っていない事例である。

ケヤキの大木(72）は、写真６に示す通り、美しい樹形で活力度もＡであり、神宮外苑広場の中核となりえる樹木である（樹高 20m、幹周 340cm、葉張り 20m)。根系は、一部、地表に露出しており（写真 2-1、2-2、2-3)、ケヤキを保存するためには、根系を守らなければならないため、広場としての利用はできない。また、葉張りは、20mであることから、ラグビー場棟と競合し、樹形を留めないまでに強剪定を行わなければ、保存はできない。したがって、図２－２に示す、神宮外苑広場（建国記念文庫）の北側の保全は、現計画では不可能となる。

北側のコブシ（61：断幹されている。樹形不良)、ケヤキ（62)、クスノキ（65）は、広場の中央近くに位置するため保存は困難、かろうじて、外周園路沿いのヤエザクラは、工夫により残存可能と判断されるが、この一列のみ残存し、森は崩壊する。

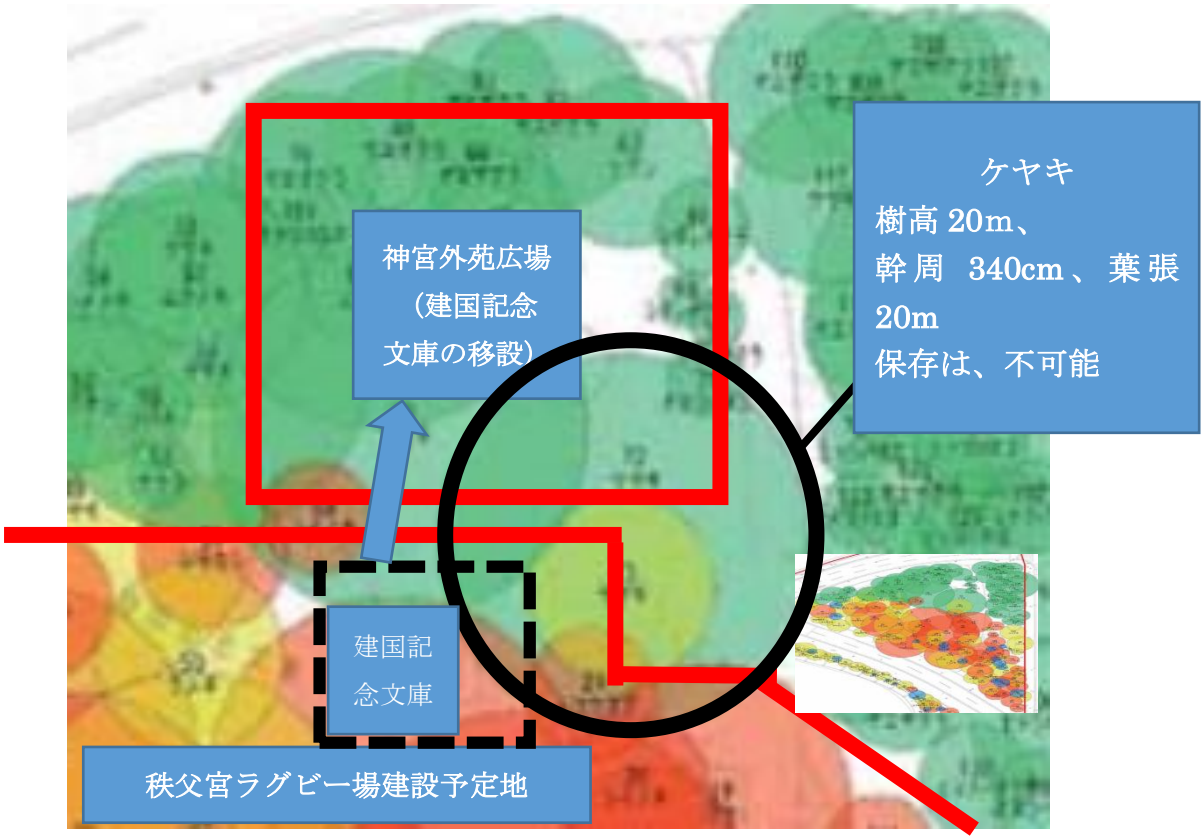

図２－２　神宮外苑広場（建国記念文庫）における樹木保存の実態

注）環境影響評価書案：資料編　212 頁をベースに記載

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

保存緑地の中核となる
ケヤキ（毎木調査番号７２）
現地保存は、不可能

①根系が、写真 18,19 のように地上に走っている。
（保護が必要で広場としての利用は不可。）
②葉張りは、20m で、ラグビー場と競合
③完全に日陰となり、ケヤキは陽樹であるため、次第に衰退していく。

写真 2-1　保存緑地の中心となるケヤキの大木（毎木調査番号　72）

写真 2-2　ケヤキ（72）の根系（北側）

写真 2-3　ケヤキ（72）の根系（南側）

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

写真 2-4　建国記念文庫の移設が予定されている森の現状（その１）
（神宮外苑広場となるため、生態系の保全は不可能）

写真 2-5　建国記念文庫の移設が予定されている森の現状（その２）
（外周園路からみた、ケヤキ (62)、クスノキ(65)のエリア。神宮外苑広場となるため、生態系の保全は不可能）

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

②継承されてきた常落混交林が、真っ二つに分断されるエリア

（図 2-1 における「番号２」のエリア）

このエリアは、前節で述べた、建国記念文庫の森の北側に相当し、群落調査が行われていますが、落葉広葉樹林は間違いで、ケヤキ、クヌギ等の落葉広葉樹と、スダジイ、シラカシ、クスノキ等の常緑広葉樹の常落混交林である。植生遷移がすすんでおり、豊かな草本層も分布し、階層性のある重要な森となっている。

ラグビー場の建設により、この森は、真っ二つに分断されることになります（図 2-3）。森の南側にある

・スダジイ（毎木調査番号 36，樹高 15m、幹周 201cm、葉張 18m）、写真 2-6。

・シラカシ（毎木調査番号３5，樹高 20m、幹周 175cm、葉張 18m）、写真 2-7。

・トウカエデ（毎木調査番号 38，樹高 20m、幹周 148cm、葉張 10m）、写真 2-8

など、大正期より継承されてきた樹林は、伐採・移植にょり破壊されます。

北側の森は、保全すると計画されていますが、残存する樹林は、戦後、植栽されたヤエザクラ 3 本（写真 2-9）、そしてトウカエデ（44）、スダジイ（４７）、シラカシ（52）など、合わせて 10 本にもみたない樹木であり、もはや森ということはできない規模となる。

このように、市街地再開発事業対象地で、最も豊かな生態系を有する森は、消滅していくことになる。

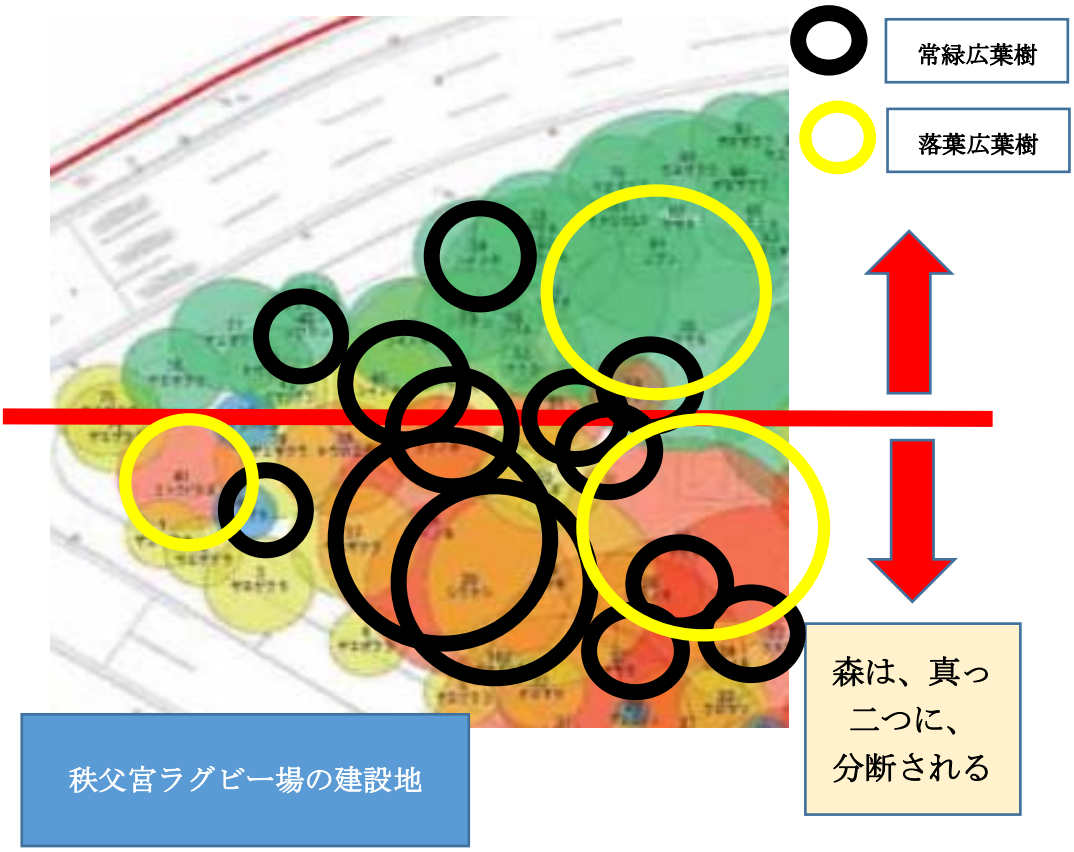

図 2-3　建国記念文庫（北側）の森の保全実態　注）環境影響評価書案：資料編　212 頁をベースに記載

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

秩父宮ラグビー場の建設により、伐採される建国記念文庫の森

写真 2-6（左）　スダジイ（毎木調査番号 36，樹高 15m、幹周 201cm、葉張 18m）
写真 2-7（右）　シラカシ（毎木調査番号３5，樹高 20m、幹周 175cm、葉張 18m）

写真 2-8　トウカエデ（(毎木調査番号 38，樹高 20m、幹周 148cm、葉張 10m）

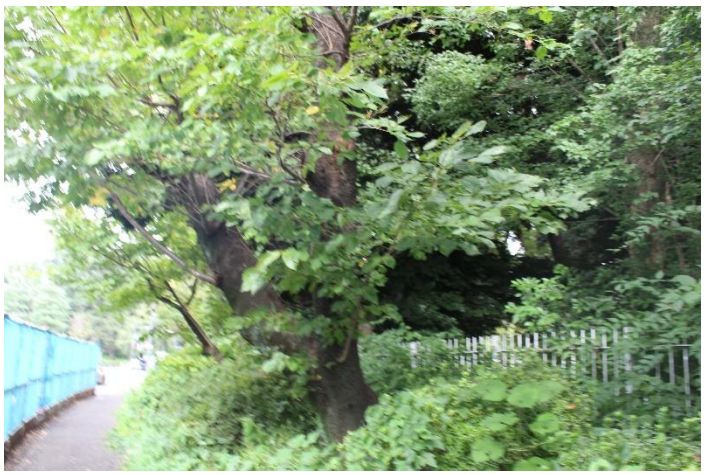

写真 2-9　戦後、植栽されたヤエザクラのみ残存。背後の深い森は伐採される。
森ということは不可能な規模となる。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

③継承されてきた常落混交林が、完全に破壊されるエリア（図 2-1 における「番号３」）

このエリアは、前節で述べた、建国記念文庫の森の南側に相当し、群落調査が行われていますが、落葉広葉樹林は間違いで、ケヤキ、クヌギ等の落葉広葉樹と、スダジイ、シラカシ、クスノキ等の常緑広葉樹の常落混交林である。

ラグビー場の建設により、この森は、完全に破壊されることになります（図 2-4）。大正期より継承されてきた多くの歴史ある樹木を含めて、樹下に生育してきたスダジイ等の常緑広葉樹が伐採・移植され、森は、跡形もなく消滅します。

・スダジイ（毎木調査番号 7，樹高 7.5m、幹周 184cm、葉張 10m）、写真 2-10。
・スダジイ（毎木調査番号 8，樹高 7.0m、幹周 148cm、葉張 10m）、写真 2-11。
・ケヤキ（毎木調査番号 10，樹高 20m、2 本立ち、葉張 20m）、写真 2-12
・ヤエザクラ（毎木調査番号３）（写真 2-13）を残し、すべて伐採・移植される森

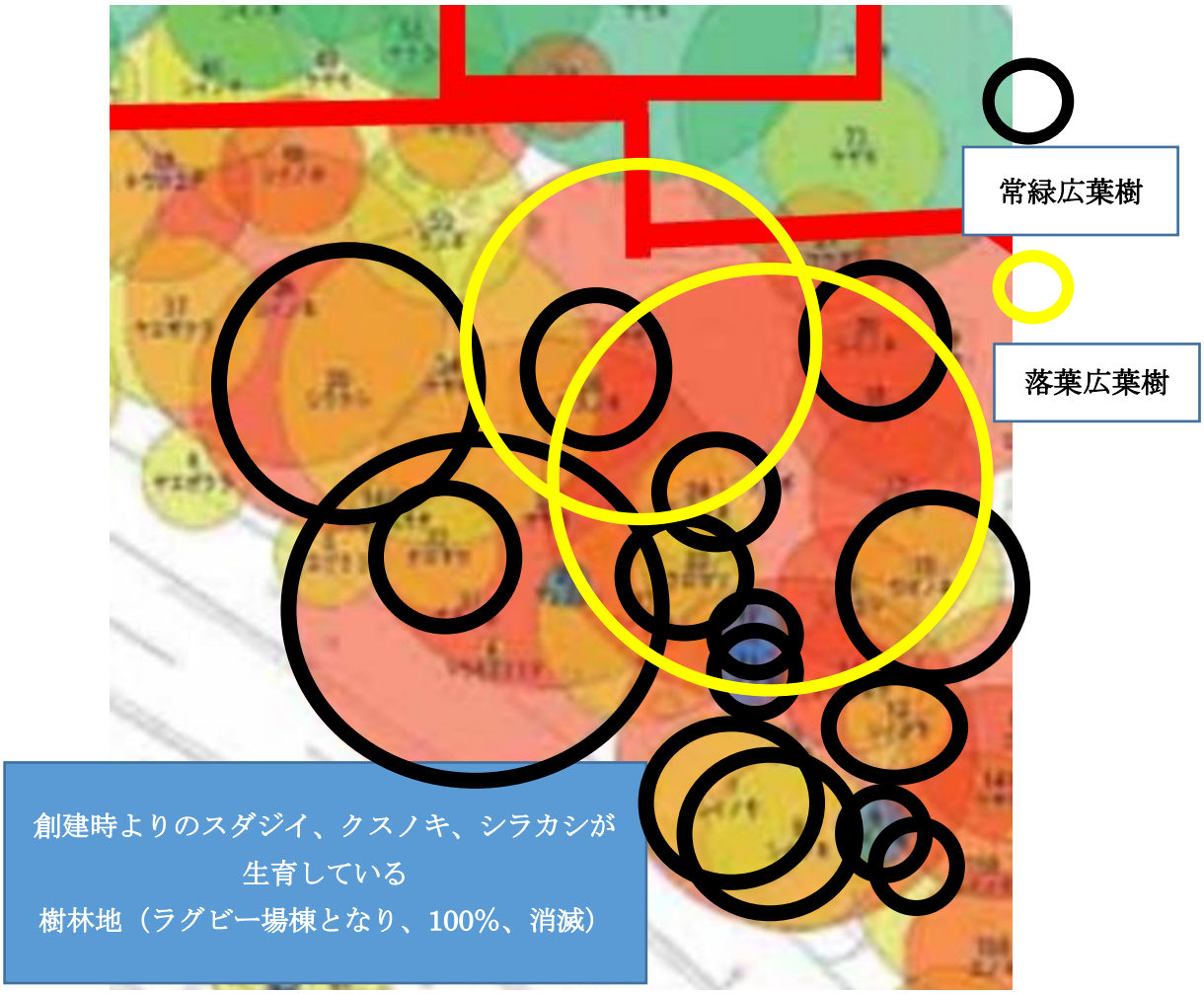

図 2-4　秩父宮ラグビー場の建設により、完全に破壊される建国記念文庫の森のエリア

注）環境影響評価書案：資料編　212 頁をベースに記載

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

＜秩父宮ラグビー場の建設により完全に破壊される建国記念文庫の森のエリア＞

写真　2-10　亜高木層を構成するスダジイ

写真　2-11　亜高木層を構成するスダジイ

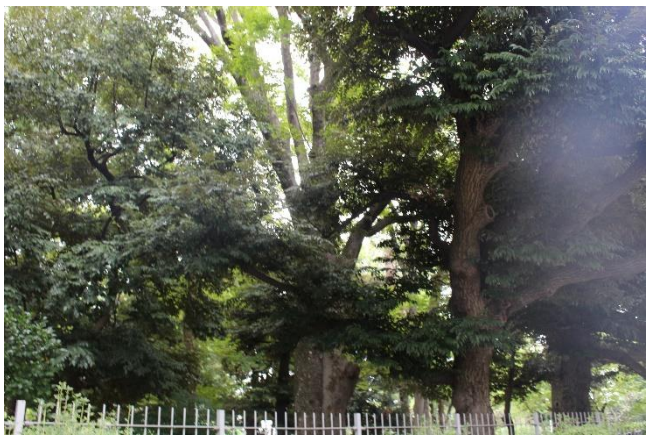

写真　2-12　高木層を構成するケヤキ

写真　2-13　戦後、園路に添って植栽されたヤエザクラ。老木となっている。
背後の深い森はすべて、消滅する。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

④外苑の名所として植栽されたヒトツバタゴの樹林地が、完全に破壊されるエリア
（図２－１における「番号４」のエリア）

ヒトツバタゴは、外苑を象徴する樹木であり、初代は天然記念物に指定されていた。現在、絵画館前に植栽されているヒトツバタゴは、三代目であるが、初夏に雪のように華麗な花を咲かせることから（写真 2-14）、外苑の各所に、戦後、植栽が行われてきた。建国記念文庫の森は、その典型的エリアであるが、今回、完全に破壊される。

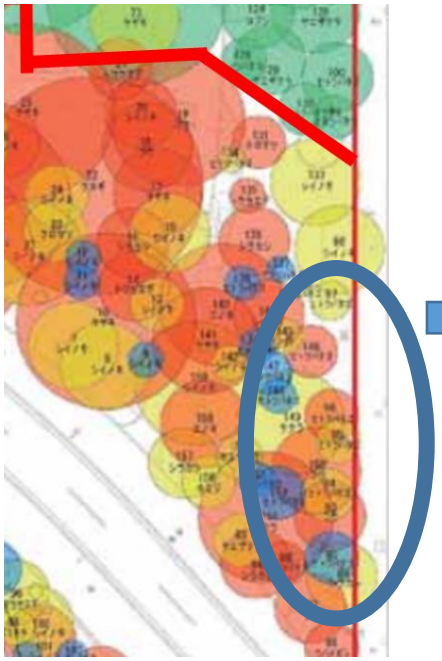

写真 2-14　初夏に、雪のように華麗な花を咲かせる
ヒトツバタゴ（伐採される）

図 2-5　　ヒトツバタゴの樹林地

写真　2-15　ヒトツバタゴと創建時より継承されてきたスダジイを主木とする
建国記念文庫の森。完全に破壊される。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

⑤国立競技場と秩父宮ラグビー場の間に位置する重要な樹林地の更なる劣化

（図 2-1 における「番号５」のエリア）

評価書では、この樹林地の特色については、全く分析は行われていない。このエリアは、これまで詳細に検討してきた建国記念文庫の常落混交林とは、全く異なる。写真 2-16 は、1945 1950 年にかけて、米軍により撮影されたものであるが、建国記念文庫の森が、南側の常落混交林と北側では、異なる樹林地として形成されてきたことを読み取ることができる。

写真 2-16　外苑航空写真（1945～1950 年）

【出典】国土地理院(2022)：年代別の写真
https://maps.gsi.go.jp/#17/35.676076/139.721503/&base=std&base_grayscale=1&ls=std%7Cort_USA10&blend=0&disp=11&vs=c0j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f0&d=m, 2022.2.14 閲覧：撮影...1945～1950 年

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

図 2-6 は、当該エリアの保存樹木図であるが、このエリアのみが、まとまって保全すると記載されているため、詳細に 1 本ずつ、残存しうるかどうか、ラグビー場建設による環境の変化を踏まえて考察を行う。なお、東側には、地区施設として、緑道が設けられるが、幅員は 6m である（図 2-7）。

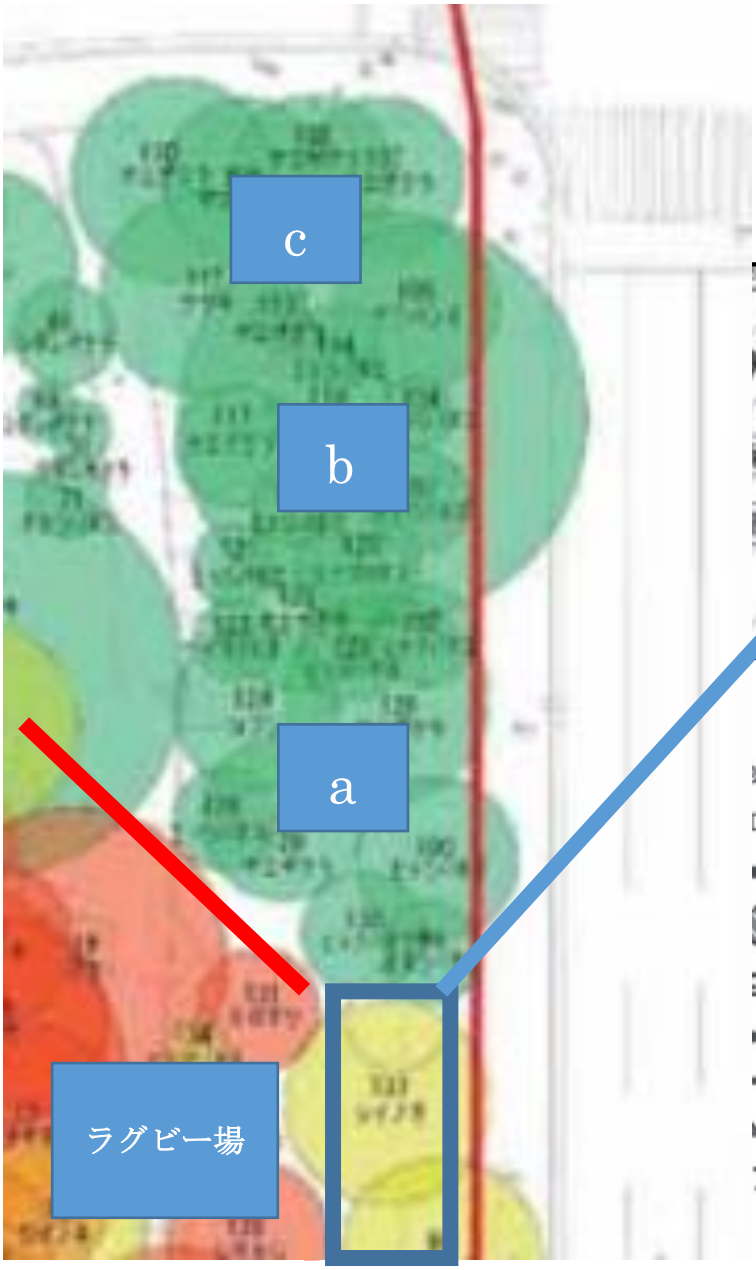

図 2-6　建国記念文庫の森の保存緑地（国立競技場前）

図 2-7　地区計画で定められている緑道（幅員 6m）

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

＜残存緑地の現況と、秩父宮ラグビー場建設に伴う影響を踏まえた考察＞

a エリア（図 2-6）

ラグビー場（高さ 49.5m）が、直近の位置にたちあげるため、日照、根系、水循環等が激変し、ヒトツバタゴ（毎木調査番号：99、100、130、128　活力度 B～C）、ヤエザクラ(129、活力度 C)は、現時点での活力度も低いため、持続的に生育していくことは困難となる（写真 22）。

現状を踏まえた、ラグビー場の建設により生じる影響を考察していないため、**樹木の持続的成長を考えない保存緑地となっている。**

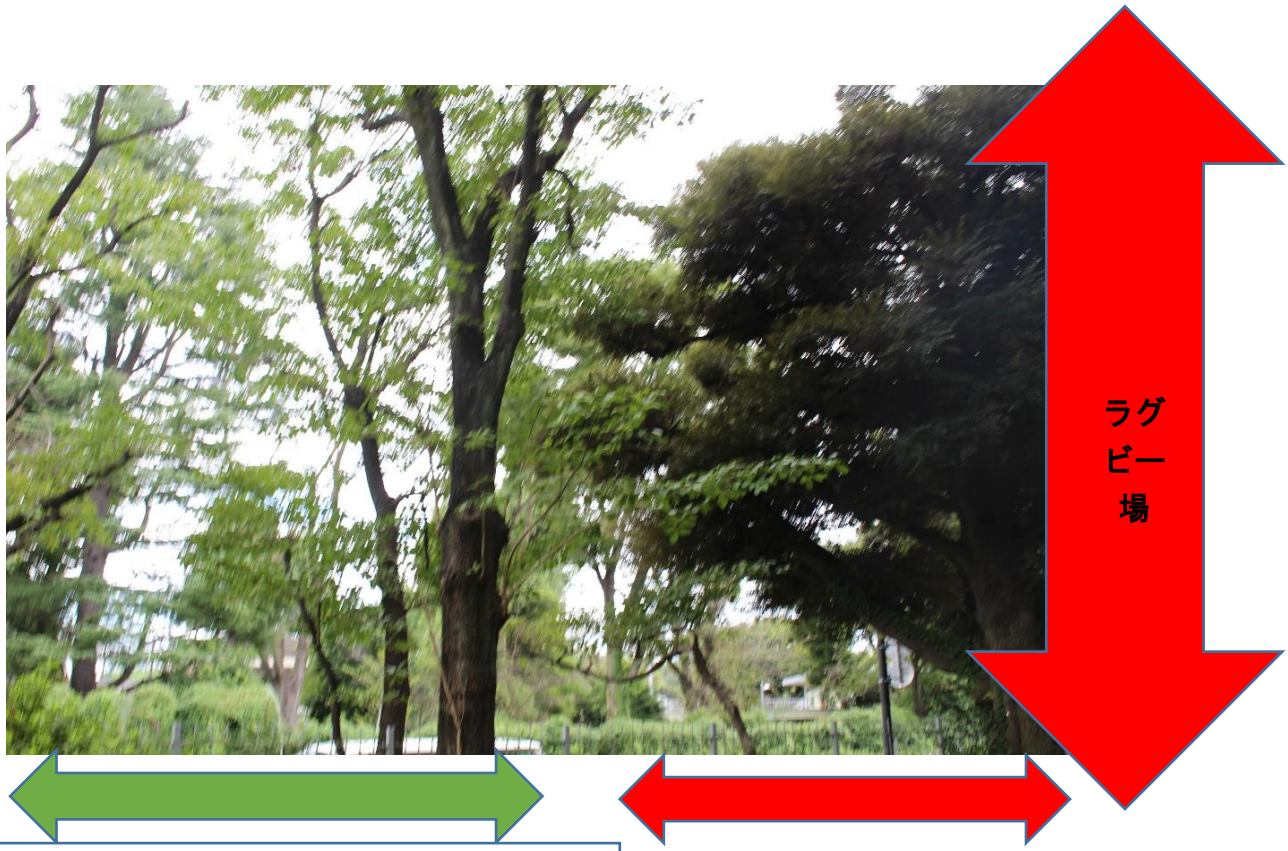

保存緑地として計画されている。
写真中央は、ヒトツバタゴ（樹木番号 130）。活力度は C であり、現状でも良
好ではない。隣接地には、10 本ほどのヒトツバタゴが植栽されているが同様に生育不良である。ヒトツバタゴは、陽樹であり大木となる。外苑のシンボルとなっている樹木である。計画者の樹木を尊重しない考えかたが、顕著に現れている。

ラグビー場棟が立ち上がる
（高さ 49.5m）
現在、生育しているスダジイは伐採される（樹木番号 133、15 m、幹周 224ｃｍ、葉張 10m）
創建時からの樹木である。

写真 2-17　建国記念文庫の森（保存緑地計画地の実態）

bエリア（図 2-6）

国立競技場の前面、および神宮外苑広場のエントランスとなる重要な樹林地である。ケヤキの大木を中心とし、ヒトツバタゴが 10 本、ヤエザクラが 5 本植栽されている。ヒトツバタゴは生育不良、ヤエザクラは幹が切断されており、美しい樹形を留めていない（写真３４）。保存緑地と計画されているが、保存に向けての方針には、当該エリアの方針は、何も記載されていない。

写真 2-18　神宮外苑広場へのエントランスとなる重要な保全緑地
背景の大木はケヤキ（樹木番号 115、樹高 20m、幹周 248、葉張 20m）。
写真前面が、ヤエザクラ（樹木番号 116、活力度 D）
右端が、ヒトツバタゴ（樹木番号 119、活力度 B）

cエリア（図 2-6）

国立競技場に対峙する重要なエリアである。充分な緑地が担保されない限り、巨大な建築が、2 棟、林立する貧しい空間となる。国立競技場側には、十分な広さを有する緑地は創り出されなかったため、建国記念文庫の森は、国際レベルでのスポーツクラスターを支える緑地としての役割が課されている。保存緑地の実態を、図 25 を基に精査する。
国立競技場の前面は、3 本のヤエザクラ（樹木番号 107、108、110）である。戦後、植栽されたものであり、既に老木となっている。入口のコブシ（樹木番号 67）は、調書では活力度 C であるが、既に枯死している（写真 2-19、2-20）。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

写真 2-19（左）　国立競技場前の建国記念文庫の森（老木のヤエザクラ）
写真 2-20（右）　国立競技場前の建国記念文庫の森（老木のヤエザクラ、コブシは枯死）

このエリアの森は、建国記念文庫の森のなかでも、最も、樹木の生育が不良の地区であり、写真 2-21 にみるように、マテバシイ（樹木番号 105、活力度Ｃ）、ヒトツバタゴ（樹木番号 104、活力度Ｃ）、ヤエザクラ（樹木番号 113、活力度 C）が分布し、樹幹が切断されている等、樹林としての再生の検討が必要である。このような現状に加えてラグビー場が建設され、日照条件、地下水、風などの影響、そして人流が増大すれば、大きなインパクトが生じることは、必須であるが、評価書には、現状（土壌・水分条件・植生）及び影響、保全方針等、何も記載されていない。

写真 2-21　国立競技場前の樹林地。ヒトツバタゴ、生育不良

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

（３）予測結果と保全管理方針の誤り

市街地再開発事業対象地におけるまとまった樹林地である「建国記念文庫の森」について、現状を詳細に分析し、秩父宮ラグビー場の建設に伴う影響を述べた。

事業者が提出した評価書では、以下の通り、科学的方法論の導入において、基本的な誤りが記載されている。

①植物群落の「植物社会学」に基づく調査手法、判定の誤り。

②この結果、「群落区分」、断面模式図の誤り。

③「科学的判定の誤り」、「群落区分の誤り」、「断面模式図の誤り」により、当然の帰結として、「予測事項」の科学的論拠の欠落（本編 331～332 頁）。

④保全管理方針の誤り（本編 364 頁）

評価書に記載された「予測事項の誤り」について、具体的に記載する。

＜予測結果＞　評価書の記載内容（本編：331～332 頁）

・事業の実施に伴い図 8.6-4 に示す緑地のうち、落葉広葉樹や落葉針葉樹（イチョウ等）等の既存植栽樹群が改変される（本編 331 頁）。
・事業の実施に伴い神宮外苑広場（建国記念文庫）等の緑地が一部改変される（本編 332 頁）。

↓

建国記念文庫の森は、
・落葉広葉樹林ではないため、予測のスタート地点が誤っている。
・一部の改変ではなく、８０％以上の森が破壊される。
・残存する緑地は、分断の結果、森としてのまとまった生態系が失われる。

＜保全管理方針＞　評価書の記載内容（本編：364～365 頁）

「エリアごとの緑地の主な生態系の機能」（表 8.6-37）：神宮外苑広場の記載内容
・樹林面積は縮小するものの、ケヤキやシラカシといった樹林帯は保全。
・改変によって開けた部分には、林縁植物を移植し、林内の湿潤環境を保全し、生態系を維持（本編 364 頁）。

↓

毎木調査表と現地調査により明らかにしたように、「樹林帯」となりうる規模の森は残存できる計画とはなっていない。樹林面積は縮小ではなく壊滅し、階層構造を有する「樹林帯」は実現できない。調査結果を踏まえた記載が必要である。予測の項で、突然、「一部改変」等の曖昧な言葉を使用し、論理を放棄することは、非科学的対応である。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

３．「移植樹木を活用した計画」における虚偽の報告

環境影響評価書案審査意見書（知事意見）では、「生物・生態系」の項目において、

「既存樹木の健全度や移植の可能性に関する詳細調査結果をデータと合わせて説明し、その結果を反映して、既存樹木への影響を回避・最小化するための考え方を示し、残置、移植、伐採等変化の程度について予測・評価を見直すとともに、移植樹を活用した樹林地の再生計画を作成すること」

という対応が求められた。

これに対して、詳細調査が行われた。しかしながら、残置樹木数 615 本は全くかわらず、移植樹木が 85 本増えたとの報告であった。樹木が現在地で生育できないという点では、生態系が破壊されることになり、伐採も移植も与える影響は同じである。保全樹木数が、1 本も増えなかったことは、改善がほとんど行われなかったことを意味する。

また、極めて重要なことは、追加調査期間が 2022 年 4 月 18 日～4 月 19 日であったこと、更には、いちょう並木を含めた群落調査が 2022 年 6 月 29 日に行われたと記載してあるにもかかわらず（本編 296 頁）、いちょう並木の活力度判定は、4 年前の調査のままであったことである。

いちょう並木につきましては、その永続性の担保について、多くの質疑がかわされてきた。一部のいちょうに顕著な枯損が生じていることについては、事業者は、今回の評価書でも、一切、報告していない。

（一社）日本イコモス国内委員会は、2022 年 11 月 10 日に、146 本のいちょうの毎木調査を行い、深刻な事態が生じていることを発表している ICOMOS Japan。
正確な報告は、事業者の重要な責務である。何故、評価書に明示しないのか、説明責任を果たすべきである。

建国記念文庫の森の破壊に対して、評価書では、中央広場、文化交流施設棟周辺において再生を実施すると記載されている（本編：345～351 頁）。その内容は、外苑の未来に係わることであるため、極めて重要である。しかしながら、提示された将来図（本編 350 頁）は、情報が重なりあっており、判読が極めて困難で、説明文（本編 345～349 頁）との論理的整合の検証が必要である。

これは、難解な解読作業であるが、（一社）日本イコモス国内委員会は、以下、この作業を実施した。分析が詳細にわたる理由は、移植樹木が 1 本 1 本異なり、そのディテールと突き合わせる必要があったからに他ならない。

外苑の未来に係わる予測・評価の根源的な誤りである。環境影響評価審議会におかれましては、この事実を真摯に受けとめていただき、再審を行っていただくことを、重ねて要請いたします。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

（1）「移植樹を活用して再生」と記載されている中央広場と文化交流棟エリア

市街地再開発事業で、唯一、破壊した緑地を再生すると記載されているエリアが、中央広場と文化交流棟エリアである。「環境に及ぼす影響の評価の結論」（生物・生態系）では、以下の通り、記載されている（本編 6 頁、345～350 頁）。

・神宮外苑広場（建国記念文庫の森）等から約 112 本の樹木を移植（本編 6 頁）。
・建国記念文庫の森の樹林及び生態系を復元（本編 6 頁）。
・①円周道路沿道部、②文化交流施設棟南側広場、③中央広場周辺の 3 つのゾーンで構成（本編 346 頁）。

以下、この３つのゾーンの詳細を分析する。

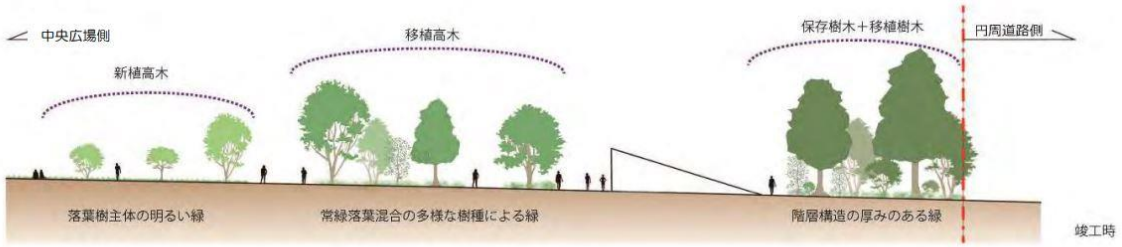

中央広場周辺③　　文化交流施設棟南側②　　円周道路沿道部①

図 3-1　　再生と記載されている３つのゾーン　出所：本編　348　頁

＜円周道路沿道部の樹林帯＞

評価書案：　保存樹木と移植樹により、厚みのある緑地景観を形成。

実態

大半の移植樹が、市街地再開発事業対象地には含まれない絵画館前の芝生広場からの歴史ある景観木（写真 3-1、3-2）となっています。絵画館前は、風致地区 A 区分であり、現地保存が原則。まして公共事業ではなく、会員制テニスクラブの整備である。伐採・移植は、厳格な審査が必要であり、風致地区条例を完全に無視する事項を、本評価書において提示すべきではない。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

（２）円周道路沿いの樹林帯

円周道路沿線部に移植が計画されている、絵画館前の樹齢 100 年を超える樹木

・ヒマラヤスギ（毎木調査番号 11）：調書ではシダレザクラ。間違い。
・ヒマラヤスギ（80）：調書、図面には記載がない。

・ヒマラヤスギ（106）：樹高 20m、幹周 270ｃｍ、葉張 12m：創建時からの歴史ある樹木
・ヒマラヤスギ（107）：樹高 20m、幹周 157ｃｍ、葉張 10m：創建時からの歴史ある樹木

写真 3-1
絵画館前のヴィスタ景を受けとめるヒマラヤシーダーの樹林地（西側）。
残存予定 5 本、伐採 5 本
移植 2 本

出所：『神宮外苑志』
昭和 12 年

写真 3-2
現在のヒマラヤシーダーの樹林地。
会員制テニスクラブとなり、豊かな樹林地は、破壊される。一部、縁周道路沿いに移植。
充分なゆとりあるスペースは確保されない。その他の移植樹と混在。樹木の有する気品、歴史に対する敬意の念は、失われる。
2022 年　4 月 30 日　撮影

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

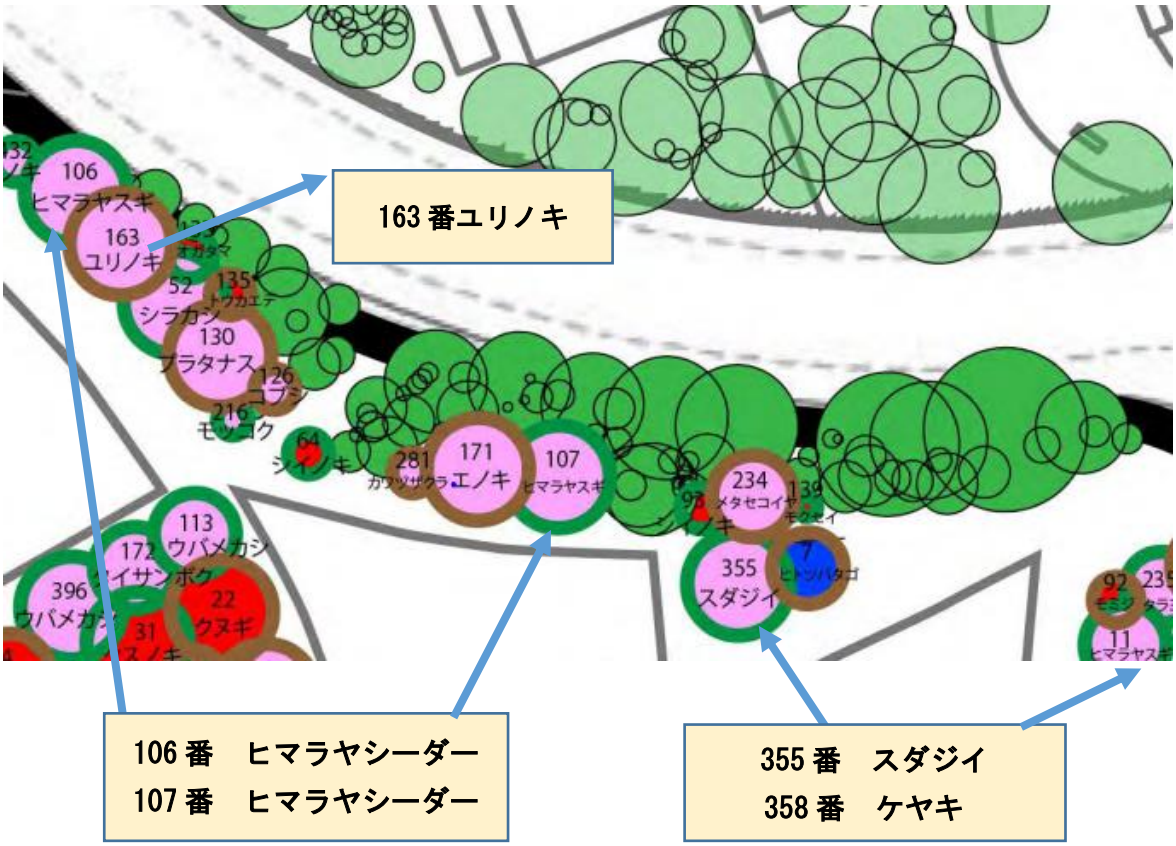

図 3-2　円周道路沿いに移植される絵画館前の歴史ある樹木の一例

図 3-3　計画されている
会員制テニスクラブ

写真 3-3（左）　伐採されるユリノキ（164 番）、ユリノキ（163 番）は移植。
創建時に、新宿御苑のユリノキから種子をとり、内苑の苗圃で育てられた歴史ある樹木。
会員制テニスクラブ建設のために伐採される。

写真 3-4（右）移植されるスダジイ（355 番）とケヤキ（358 番）。豊かな生態系は、破壊される。
かろうじて残存しているクロマツは、すべて伐採。シラカシ、スダジイなども伐採。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

（3） 文化交流施設周辺の樹林地の再生計画の分析

文化交流施設といわれる 5 か所の建築群のエリアである。当初、事業者は、ここにホテルを計画していたが、都民の強い反対により、文化交流施設に変更が行われた。しかし、ここは、絵画館前広場に連続する明るい疎林として創り出されたエリア（図 3-4）であり、建築群を設ける場所（図 3-6）ではないことは、ここで、明記する。

その上で、評価書において提示された「移植樹木を活用した樹林地計画」を分析する。
図 3-6 は、文化交流施設周辺の樹林帯の計画図であり、4 つの異なるエリアから構成されている。以下、このエリアごとに、どのような樹林帯を目指しているのか、検証する。

図 3-4 創建当時の外苑

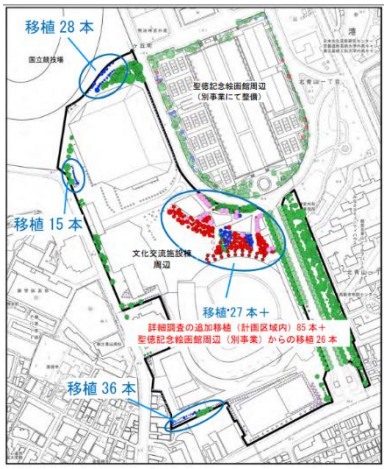

図 3-5 保存、移植、新植樹木の分布状況 出所：本編 343 頁

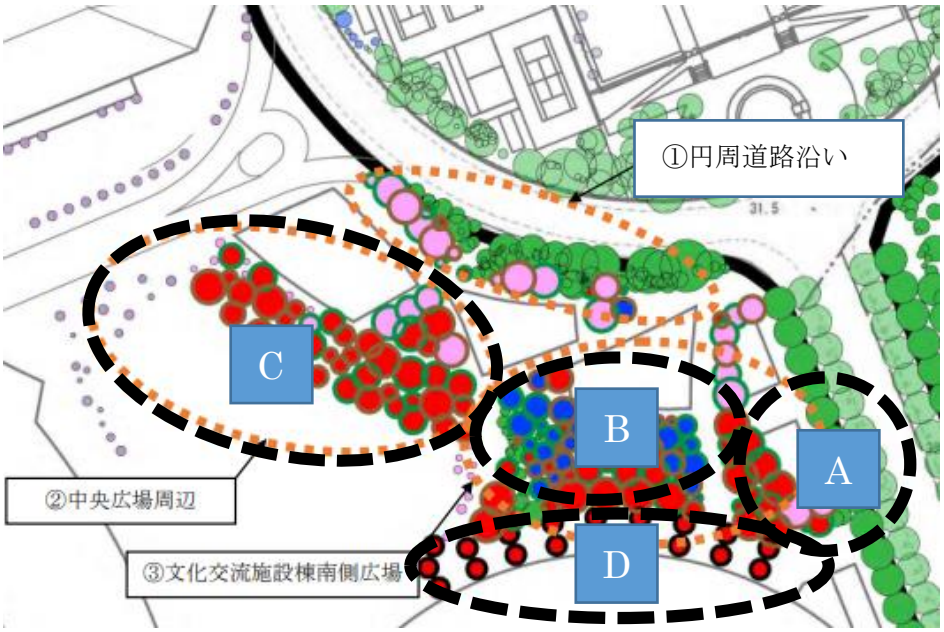

図 3-6 文化交流施設周辺の樹林地計画のエリア 出所：本編 349 頁

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

①いちょう並木に隣接する文化交流施設の樹林帯（図 3-6 における A エリア）

このエリアにおける最大の問題は、4 列のいちょう並木から、文化交流施設へのアクセスが生じる動線計画が導入されていることである（図 3-7）。

図 3-7　文化交流施設

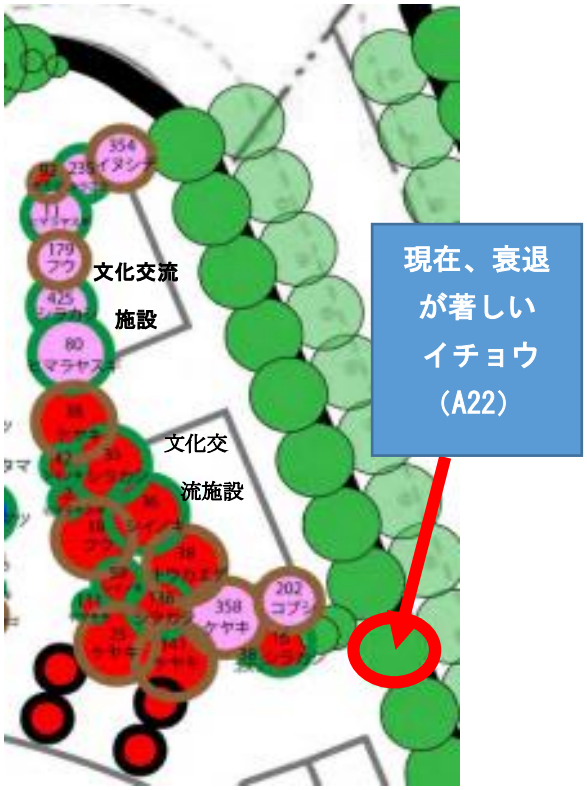

神宮外苑地区のみどりについて｜神宮外苑地区まちづくり（jingugaienmachidukuri.jp）

図 3-8　評価書における植栽計画

図 3-8 は、評価書における植栽計画（本編 350 頁）であるが、文化交流施設の西側は、建国記念文庫及び絵画館前からの移植樹木が植栽されており、樹林帯となっている。

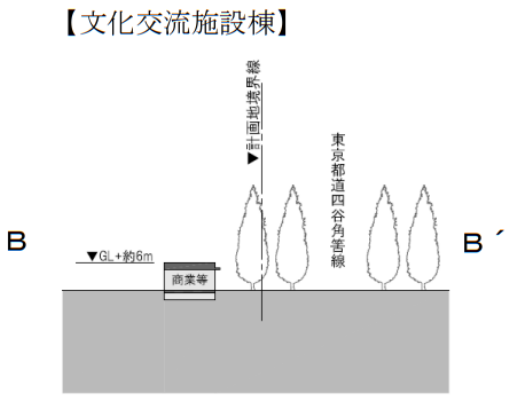

図 3-9　文化交流施設棟

一方、文化交流施設の概要は、本編に記載されており、図 3-7 に示す通りですが、西側が植栽帯であるため、入口は、いちょう並木からとなる。図 3-8、3-9 から判断するかぎり、いちょうの樹幹からわずかに、8m ほどの距離である。いちょうの保護にために、道路境界から 6 m を確保したとしても、文化交流施設へのアクセス路は、幅員 2m しか確保できない。

。

図 3-10 は、（一社）日本イコモス国内委員会が、2022 年 11 月 10 日に公表した、外苑の 146 本のイチョウの毎木調査の結果である。当該区域に位置するイチョウ（A22）は、衰退が著しく、手厚い保護が必要となっている。

4 列のいちょう並木の保全は、再開発事業の前提であり、この目標に重大な危機をもたらす可能性のある移植計画は、認められないと判断することが、妥当であると考える。

図 3-10　いちょう並木の評価図　出

いちょう並木の評価図：　調査日　2022 年　10 月 29 日～11 月 6 日）

並木　A　列目（青山口から絵画館方向　左手より）	樹高（m）	幹周（cm）	葉張り（m）	評価
A－２２ 毎木調査番号　４０	２４．０	２１５	１０．０	C－ 要注意

- 2022年10月28日に公表された事業者の毎木調査では、「A」ランクとなっている。調査日は、2018年12月～2019年１月であり、更新されていない。大きな変化が生じている。
- 先端部は、枯損。
- 褐色に変化しているのは、枝の水分量の減少に起因する。
- 剪定が、ゴールが多く、樹形が維持されていない。
- 外野スタンドが立ち上がるエリアであり、環境が激変する。
- 地下水　の遮断、日陰、風通しなど、根系のみの調査では
- 不十分であり、
  根・幹・枝葉・先端部の総合的診断と対策が必要である。

写真 3-5　枯損が進んでいるいちょう　出所：緊急調査報告　外苑いちょう並木

ICOMOS Japan

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

②文化交流施設から中央広場側への樹林帯（図 3-6 における B エリア）

中央広場に面する文化交流施設の断面図（図 3-11）、及び位置図（図 3-12）です。2 つの棟があり、中央部が通路となっています（本編 23 頁）。

「環境に及ぼす影響の評価の結論」（本編 6 頁）において、事業者が実現するものとして提示されている樹林帯の考え方は以下の通りで、この具体的な計画図が図 3-13 です。

・神宮外苑広場（建国記念文庫）から約 112 本を移植。
・文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りにおいて、神宮外苑広場（建国記念文庫）の比較的暗い林相を復元。

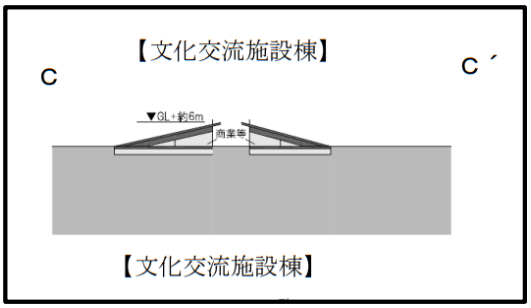

図 3-11　文化交流施設棟断面図

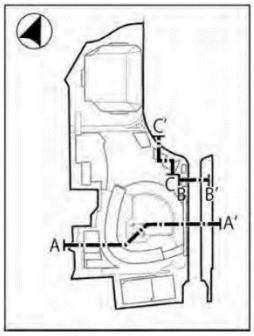

図 3-12　文化交流施設棟位置図

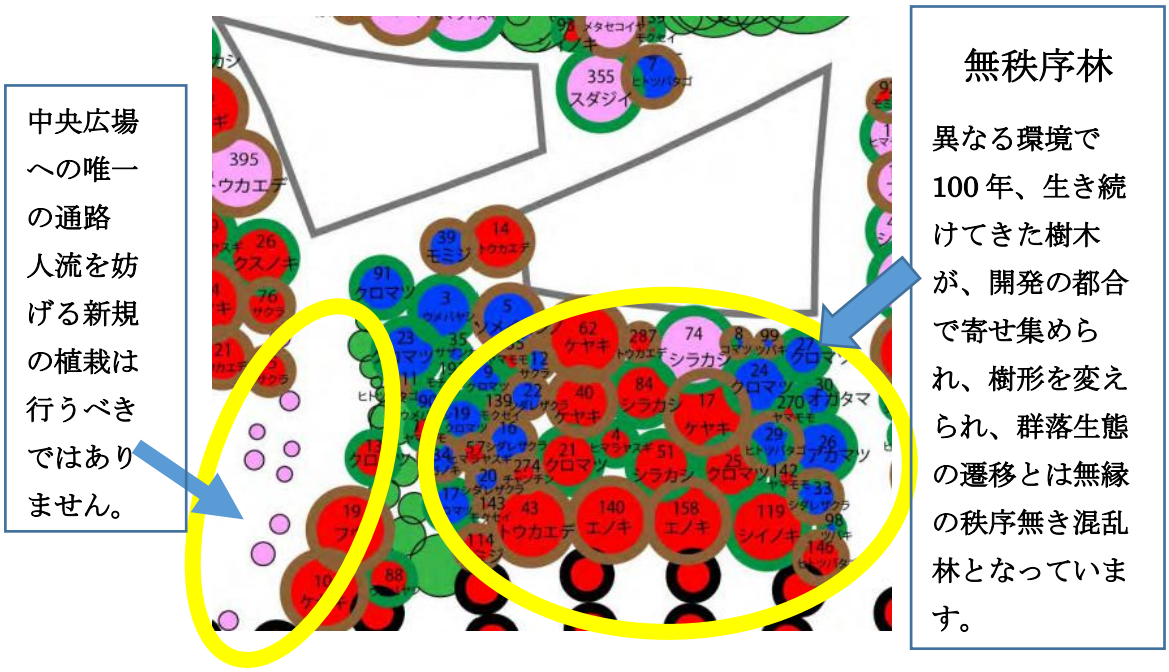

図 3-13　文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りの樹林帯（本編 350 頁の図に上書き）

2 棟の文化交流施設に挟まれたエリアは、ウバメガシ（113、396）、タイサンボク（172）、クスノキ(3、261)、スダジイ（110）、ヒマラヤシーダー(119)、クヌギ（22）、ケヤキ（134）

等、建国記念文庫の森、絵画館前の樹林地における樹齢 100 年以上の移植樹が、林立している。亜高木が計画されていないため、階層性のある生態系の回復は不可能である。
また、移植樹の保全のため、このエリアは、基本的に人は立ち入ることの出来ない樹林帯となる。多くの人びとが交流する場に、神宮外苑広場（建国記念文庫）の森のような、植生遷移が進んだ常落混交林がふさわしいとは、通常の計画では行わないが、破壊する森からの苦肉の移植樹であるため、このような計画が立案されている。この計画が、階層性のある常緑広葉樹林として将来、遷移を遂げていくことができるかどうか、検証を行った。

・樹種構成：図 3-13 に記載されている移植樹木は 38 本で、この内、常緑広葉樹（高木）は、わずかに 5 本、神宮外苑広場の主要な構成種であるスダジイは 1 本だった。クロマツ、アカマツ等の常緑針葉樹が多く、20 本となっていました。落葉広葉樹は、ケヤキが 4 本、エノキが 2 本であり、中木として、ツバキ、ウバメガシ等、シダレザクラ、ヒトツバタゴ等の花木が移植されている。

・樹木の配植：この計画では、クロマツ等の針葉樹とケヤキ等の落葉広葉樹が、別々のエリアに植栽されている。混交林の群落構成とは、全く異なる形態である。

・階層性：建国記念文庫の森は、高木・中木・低木・草本・地被植物から構成される階層性が豊かな森で、なかでも、当該地における潜在自然植生であるスダジイが、高木、中木層に出現している。今回の計画では、スダジイは、わずかに 1 本であり、建国記念文庫の森の階層性のある森とは、全く異なっている。森林生態学の基本から、著しく逸脱するものである。

計画では、文化交流施設から中央広場に通じる園路に新しい樹木が植栽されている。これは、動線を妨げることとなり現実的計画ではない。以上、図 3-13 に提示された移植樹計画を、提案されている将来図（本編 348 頁）に重ね合わせると、次の通りとなります。

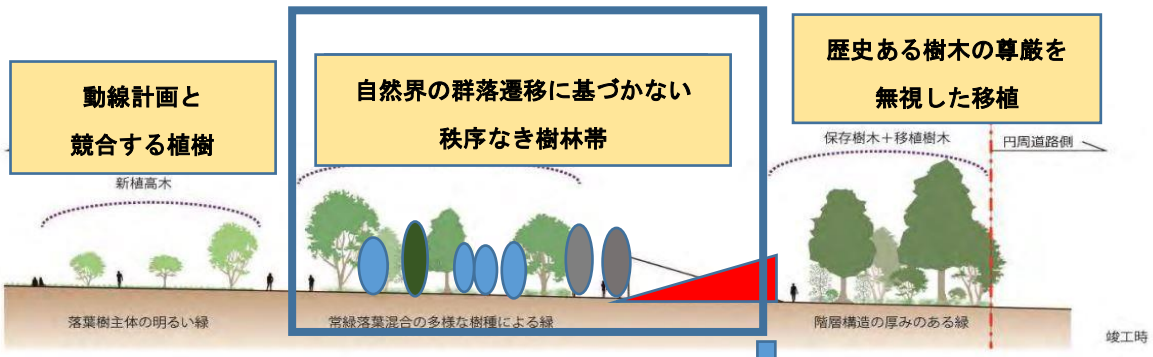

図 3-14　自然界の群落遷移に基づかない持続不可能の森

自然界の群落遷移に基づかない秩序なき樹林帯：将来的に常落混交林の階層性のある森にしていくと将来像が述べられている。このため、本編(348 頁)に記載されている模式図は間違っている。図 3-13 に記載されている樹種を挿入し、欠落している亜高木層（スダジイ等）を記載した。この森は育成のため、当面、人が立ち入ることはできない。将来も過度の利用はできない。森林生態学を踏まえない計画で、自然の秩序に添わない無秩序な樹林帯となっている。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

自然界の群落遷移に基づかない秩序なき樹林帯：直近の事例が、国立競技場の建設の際に移植樹木を集めてつくられた樹林帯である。(保存緑地で人は、入ることはできない)。移植樹木は、生き残るために**「強剪定」という大手術**が、樹木医により行われる。健康である人間が無用な大手術を行い、命を削ることは、通常、考えられない。数多くの健康な樹木が、ラグビー場、高層商業ビル、テニスクラブ建設のために、**「命を削る無用な大手術」**が行われようとしている。

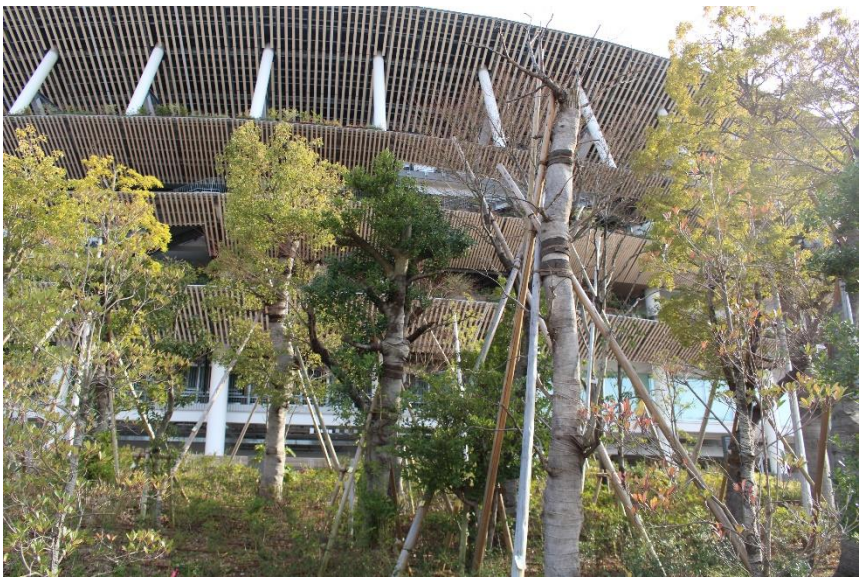

写真 3-6　国立競技場建設時に移植樹によりつくられた常落混交林（撮影：2022 年　3 月）
マテバシイ、シラカシ、モチノキ等の常緑広葉樹と、クヌギ、イヌシデ等の落葉樹が混在している。低木は、オオムラサキ等となっており当該地域の常落混交林の構成種ではない。
今回の計画でも、オオムラサキを導入、とされているが、見直しが必要である。

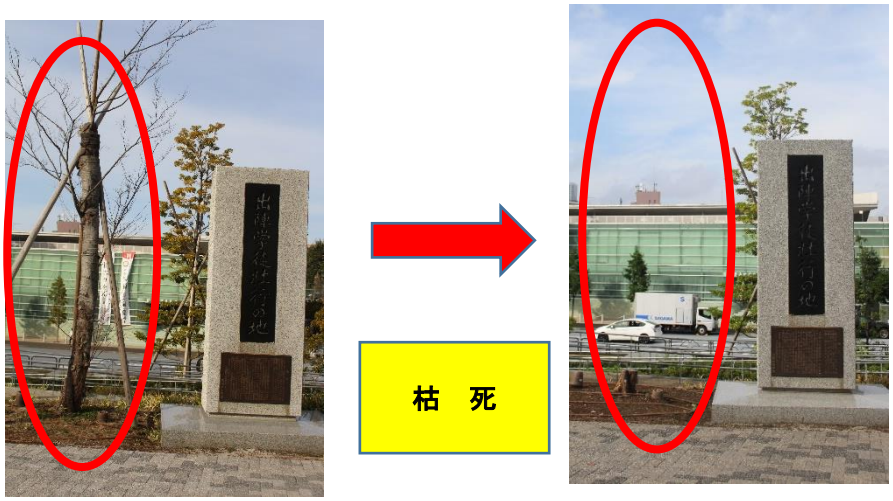

写真 3-7（左側）　「出陣学徒壮行の地」碑文の横に移植された樹木。強剪定により幹が切断されている。(撮影 2022 年 3 月)。
写真 3-8（右側）「出陣学徒壮行の地」碑文の横に移植された樹木の枯死
（撮影 2022 年 9 月）

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

③中央広場周辺の樹林帯（図 3-6 におけるＣエリア）

縁道路沿いのヒマラヤシーダー（106、写真 3-9）、ユリノキ（163）、シラカシ（52、写真 3-10）は、絵画館前の歴史ある樹木であり、風致地区 A 地域であるため、風致地区条例を遵守すべきであることから、この計画に現時点でいれることは、不適当と考える。

写真（左）3-9　ヒマラヤシーダー（毎木調査番号 106　樹高 20m、幹周 270cm、葉張 12m）
絵画館前の歴史ある樹木。ヒマラヤシーダーの森は、消滅します。

写真（右）3-10　シラカシ　（毎木調査番号 52　樹高 18m、幹周 181cm、葉張 10m）
堂々たるシラカシ。芝生広場に面する歴史ある樹木。

芝生広場にそびえる堂々たる樹木。創建時から 100 年以上の歳月を刻んできましたが、外周の園路沿いに移植されます（図 3-8）。プラタナス、シラカシ、ユリノキ、ヒマラヤシーダー、モチノキ、モッコクと、移植せざるをえないという理由で、バラバラの樹種・形態の（北米産、日本古来、ヒマラヤ原産等）樹木を、脈絡もなく配植することは、景観を創り出すという尊い仕事の原点を問われるものと考える。

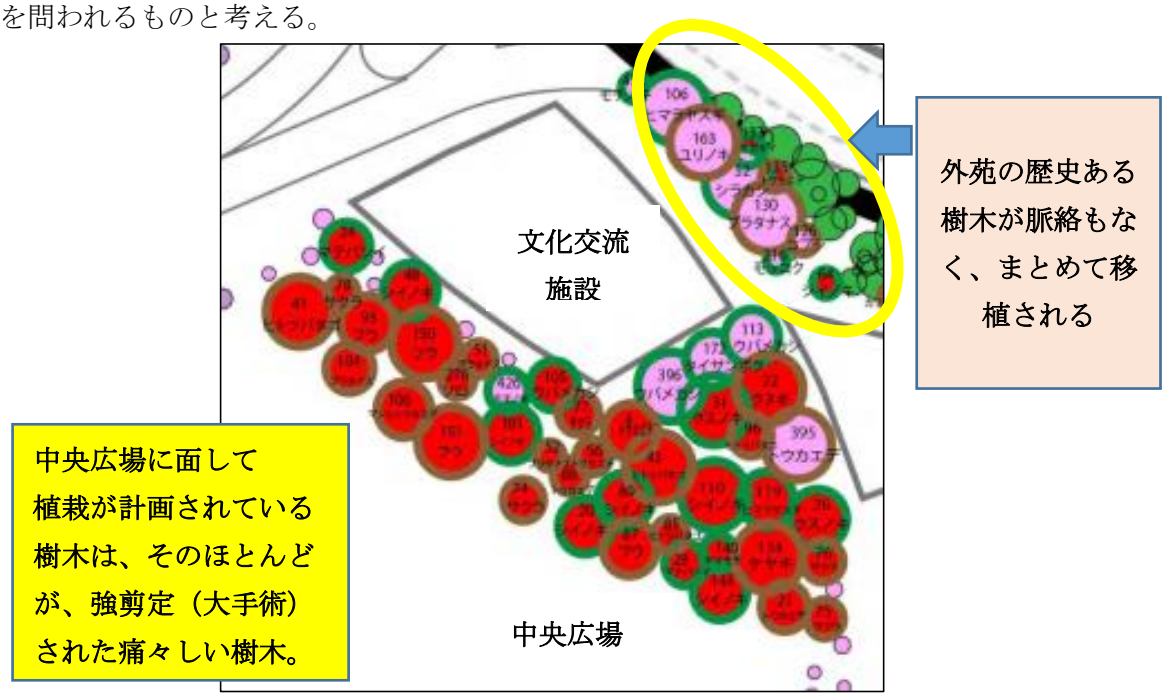

図　3-15　円周道路～文化交流棟～中央広場の樹林帯の計画　本編 350 頁の図に加筆

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

文化交流施設の南側中央広場に面して植栽される予定の樹木は、ヒトツバタゴ、フウ、サクラ、スダジイ、ウバメガシ、クスノキ、トウカエデなど、サクラ等を除いては、創建時より、100 年の時を超えて継承されてきた歴史ある大木である。強剪定を施された、痛々しい樹木に囲まれて、人びとは、心安らかに憩うことができるのだろうか？

樹木を枯死させないために、強剪定をされた国立競技場の移植樹木の実態の写真を、掲載します（写真 3-11、3-14）。撮影 2022 年 3 月。

写真（左）3-11　移植樹（常緑広葉樹、スダジイ）樹の幹は、切断されている。主要な枝も切り落とされ、美しい樹形は失われている。

写真（右）3-12　移植樹（落葉広葉樹、クヌギ）樹の幹、枝は切断されている。

写真 3-13　　移植樹（落葉広葉樹）　　写真 3-14　移植樹（常緑広葉樹　クスノキ）

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

④現地保存すべき秩父宮ラグビー場の「いちょう並木」：近代都市美の結晶

神宮外苑は、20 世紀初頭において世界的に展開された「都市美運動」City Beautiful Movement）の設計意匠に基づき整備された首都の威厳（Dignity of Capital）を具現化した空間である。この都市美運動の源流は、ワシントンの「遷都記念 100 年計画」（通称マクミランプラン）であり、外苑設計の中心を担った折下吉延は、外苑整備中の 1919 年、欧米視察を拝命し、1920 年 1 月に帰国している。折下が収集した書物は現存しており、なかでも都市運動の源流となったワシントン首都計画については、詳細な原本を入手している（写真 3-15、3-16、3-17）。

世界に視野を広げ、これを踏まえて、日本の伝統に回帰し、内苑と外苑を公園道路で結び、市民の献金と奉仕活動により、**革新的な社会的共通資本として創り出されたのが、外苑である。**

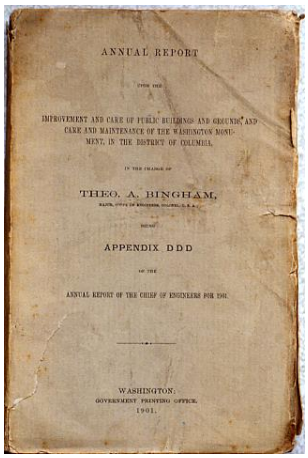

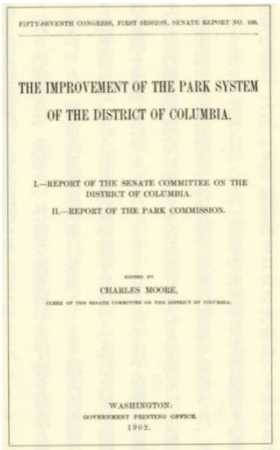

写真左 3-15　ワシントン首都計画（1901 年）　写真中央 3-16 ワシントン首都計画（1902 年）写真右 3-17　国会議事堂前芝生広場

このように、外苑は、近代日本の文化的遺産である、その重要な骨格が「いちょう並木」であり、民間の高層ビルの建設、野球場の移設のために、秩父宮いちょう並木を、バラバラにし、曲線の並木を野球場に隣接して整備することは、歴史に対する冒瀆以外のなにものでもない。評価書に示されたいちょう並木の移植計画は、文化的遺産に対する敬意の念が、完全に欠落しているものである。

写真 3-18　バラバラに解体され、失われるラグビーの聖地「秩父宮」のいちょう並木

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

４．「いちょう並木の現状報告」における事実を隠蔽した資料の提出と虚偽の報告

いちょう並木の毎木調査は、資料編に記載されているが、調書に記載されている調査日は、2018 年 12 月 25 日～2019 年 1 月 28 日であった。
現在、著しい枯損が生じている、
毎木調査番号２９，３４，３５，３６，３８，４０の 6 本のいちょうは、提出された資料では、すべて、活力度は、「A」と報告されている。
追加の群落調査は、2023 年 6 月 29 日に行われており、枯損が隠蔽された資料が提出されている。
（一社）日本イコモスは、2022 年 11 月に 146 本のいちょうの毎木調査を行い、問題を公表したが、事業者の回答は、2022 年 12 月 12 日になり、ようやく、事業者サイトに掲載された。

「４列のいちょう並木の生育状況については、2019 年 11 月より一部のいちょうが他のいちょうと比較 して落葉が早い状態であることは日常管理の際に認識しており、専門家の見解をふまえ施肥や土壌改良 措置等の対応を実施しております。また 2022 年の春には、先端から新芽が出て葉が成育していることを 確認しております。今後も継続的に調査を行いながら、樹勢回復措置を続けてまいります」

jingugaienmachidukuri_news_221212.pdf

とするもので、事実を 2019 年 11 月より、知っていながら、審議会に報告をせず、しかも、2023 年に提出された環境影響評価書においても、全く、説明していないことは、虚偽の資料が提出されていると判断できる。また、本文にも、この事実が、全く記載されていない。
これは、東京都環境条例第 7 条にも、抵触するものと考えられる。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

５．環境影響評価書の「環境に及ぼす影響の評価の結論」における虚偽の報告

（本編　６～７頁）

（１）緑のネットワークと緑の量と質

事業の実施に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる樹木等の伐採や土壌の改変が行われるが、計画地周辺の神宮外苑広場（御観兵榎）や聖徳記念絵画館裏の緑地、新宿御苑、青山霊園、赤坂御用地等の改変は生じない。

工事の完了後には、新たに植栽された緑地が加わることにより、緑被率は19.6%となり、現況の16.0%を上回る。緑の体積は331,466m³となり、現況の346,284m³を下回るが、適切に管理育成を行う計画としており、緑の量の変化の内容及び程度は小さいと考える。

東京都都市づくり
グランドデザイン等
緑確保の総合的な方針

新宿区緑の基本計画、港区緑の基本計画、渋谷区緑の基本計画
航空写真・解析、現地調査

事業者が提示した図面は、緑の骨格となるネットワークの創出ではなく、樹木の大量伐採・移植により、百年以上の歳月をかけて育まれてきた東京都心における貴重な

「生態系の回廊（エコロジカル・コリダー）」

を破壊するものである。

東京都、新宿区、港区等の基本的政策と市民の意志に反するものであり、SDGｓに掲げる「陸の豊かさを守ろう」（目標15：生態系を守り、持続可能な方法を行う）、「住み続けられるまちづくりを」（目標11:公園や文化遺産を守る）を根底から覆す行為であり、国際社会に提示することは不可能な内容である。（本文　２～７頁参照）。

緑被率の増加は、わずかに3.6%に過ぎない。しかも、その内容は、現在、約2.5 haの面積を有する樹林地が、約2.0 haに減少し、増加するのは、屋上緑化や芝生地であり（本編360頁）、生物多様性にとんだ豊かな生態系が損なわれる結果となっている。

樹木総数1904本の53%にあたる1018本が、伐採及び移植により失われ、生態系の拠点とネットワークが破壊される事実は、全く記載されていない。

環境影響評価書に記載された図面、事業者サイト神宮外苑地区のみどりについて｜神宮外苑地区まちづくり（jingugaienmachidukuri.jp）、東京都の神宮外苑ファクトシート0819-01.pdf（tokyo.lg.jp）には、、事実に相違する内容が記載されているため、情報の正しい発信を厳守し、速やかに修正を行なうべきである。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

（2）樹林地の保全：科学的群落調査の欠落

＜事業者の環境影響評価書の結論＞

事業の実施にあたっては、計画地内で最も緑量の多い緑地（並木東側）や、神宮外苑広場（建国記念文庫）等の植栽樹は存置もしくは移植により極力保存するとともに、4列のいちょう並木を全て保存する計画としている。一方、建築計画と重なるため存置することは出来ない樹木については、今後詳細な事業計画を検討する中で活力度等を勘案し、移植の可否を検討する計画である。なお、記念樹であるユズリハ（1本が現存）については移植する計画であり、生態系被害防止外来種リストに記載のあるトウネズミモチ（16本が現存）については伐採する計画である。

本事業においては、保存する緑地（並木東側）については、ケヤキやクスノキ等の高木や下草からなる緑地であり、シジミチョウ類等が好むこれらの樹木や動植物の注目される種（アズマモグラ、ニホンカナヘビ）が確認されている環境を引き続き保全する。神宮外苑広場（建国記念文庫）においては、建設後においてもケヤキやシラカシといった高木や下草の緑地であり、並木東側と同様にシジミチョウ類等が好む環境を引き続き保全する。

事業者が実施した
植物社会学に基づくとされる
群落調査の手法及び調査表を検証

群落調査地点の現地確認
提示された群落構造図、
模式図の検証

環境影響評価書案審査意見書（知事意見）では、「生物・生態系」において、

「植物群落調査等の結果を生態系保全の目標の設定に反映し、保全対象とする指標種を定めること。その上で、基盤となる土壌環境と土壌生態系を含め、まとまりのある生育環境となる樹林地の保全及び再生の考え方を示すこと」

という対応が求められた。

植物社会学に基づく群落調査の調査が行われたが、調査地点は、わずかに7ヵ所であった。生態系のつながりを分析する上で、隣接地の植物群落の調査は必須であり、絵画館の前の樹林地・草地、御観兵榎の森等は、植生遷移を考察する基本的群落であり、生態系保全・再生の基盤となる「現存植生図」の作成が必要である。

7ヵ所の調査表を精査したが、建国記念文庫の森（2ヵ所）と並木東側は、群落調査の方形区、調査箇所数、断面模式図が、間違っていた。いちょう並木・スタジアム通り・事務所棟周辺等については、森林群落ではないため、Braun-Branquet 方法論の適用は不適切である。以上より群落区分ができておらず、将来の植生遷移の道筋を描くダイヤグラムが作成されていないため、「まとまりのある生育環境となる樹林地の保全及び再生の考え方」を示すことが不可能となっている。現存植生図を踏まえて将来の遷移を予測する方法論は、明治神宮内苑でも既に行われており、外苑においても、科学的群落調査を実施すべきである。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

（３）秩父宮ラグビー場の建設による「建国記念文庫の森」の破壊

＜事業者の環境影響評価書の結論＞

ラグビー場棟の計画要件については、競技者が安全かつ良好な状態で競技ができ、ラ グビー競技の国際大会が実現できるフィールドサイズとなるよう競技に必要な要件が ある。詳細な形状については今後、新ラグビー場設計者に対して、圧迫感や閉鎖性の緩和、既存樹木の保全等に留意したデザインなどを、引き続き検討するよう要請する。また、改めて既存樹木について設計・施工の両面からの工夫等により保存又は移植を検討し、自然環境の保全に努める。また、施設東側及び北側には都市計画上地区施設として 定められている緑道を整備するほか、既存樹木の保存や移植による保全、新植による緑 量の確保や質の向上にも配慮し、設計・建設等の各段階において関係機関と協議を行っ ていく計画である。今後、設計及び施工計画の詳細を決定していく中で樹木医の判断も 仰ぎながら樹木の伐採を可能な限り回避し、樹木の保全に努めるとともに神宮外苑広場 （建国記念文庫）の保全エリアを可能な限り拡大するよう努める。

建国記念文庫の森は、市街地再開発事業対象地の中で、優れた自然環境を有する歴史的樹林地である。秩父宮ラグビー場の建設により大半が破壊されるため、保全される森の位置と規模を把握することが、何よりも重要である。このため、事業者に概ねのラグビー場及び神宮外苑広場の位置について問い合わせを行ったが、回答は得られなかった。このため、（一社）日本イコモス国内委員会は評価書に記載された概況に基づき現地調査を行い、1 本 1 本の樹木が残存しうるかについて精査を行った。この森は、大きく 5 つのエリアに分けられ、以下の通りとなった。

①神宮外苑広場となるエリア：ケヤキの大木がシンボルであるが、根系が露出しており、スダジイ等も、建築の直近となるため、現在の常落混交林の持続的維持は困難。

②継承されてきた常落混交林が、真っ二つに分断されるエリア
南側の森は、壊滅。北側の保全緑地で残存する樹木数はわずかに 10 本。人流が生じる。現在のような階層性があり下草が繁茂している樹林地の保全は不可能。

③継承されてきた常落混交林が、完全に破壊されるエリア
この森は、ケヤキ、シラカシ、クスノキ等の高木層の下に、スダジイ等の亜高木層が優先しており、階層性豊かな森であるが、跡形もなく壊滅する。

④ヒトツバタゴの森の消滅

⑤国立競技場と秩父宮ラグビー場間の樹林地の更なる劣化

以上、「今後、努力をしていくという」評価書の回答は、「環境影響を予測し評価するという本来の目的を放棄するものであり、説明責任を果たすべきである。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

（4）不適切な調査及び「科学的方法論」の欠落に伴う持続不可能な森の形成

＜事業者の環境影響評価書の結論＞

また、神宮外苑広場（建国記念文庫）等の緑地が一部改変されるが、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りにおいて、神宮外苑広場（建国記念文庫）等から約 112 本の樹木を移植し、新たに新植樹木も配置することで神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林及び生態系を復元する計画である。文化交流施設棟の北側については現状まとまった樹林で高木、中木、低木による階層構造を有しており、移植によりさらに緑の厚みを増すことにより、改変後の早期の段階から貴重な生態系を有すると考える。文化交流施設棟の南側については神宮外苑広場（建国記念文庫）等から移植したシイノキ等の樹木を中心に植栽し、様々な樹高の移植木を植栽し階層構造を有することで、密な林床に生息する土壌動物やジョロウグモ、シジミチョウ類といった昆虫類に加え、これらを餌とする鳥類などによって構成された豊かな生態系を形成する。合わせてケヤキ等の高木、中木やオオムラサキ（ツツジ科）などの低木を新植する。これらの生長には一定の時間を要するが、生長して生態系を形成することにより文化交流施設棟の北側の樹林とつながり、まとまりのある神宮外苑広場（建国記念文庫）の環境を復元する。また、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りにおいて、神宮外苑広場（建国記念文庫）の比較的暗い林相を復元することにより、そうした環境を好むシジミチョウ類や、生態系の上位に位置するコゲラやシジュウカラ、ヒヨドリといった鳥類、計画地全域で確認されているアリ科の土壌動物が生息すると考えられることから、これらの種を指標種とし、事後調査において生息を確認していく。

樹木の移植や新植の実施後に、活着の状況のモニタリングを継続して実施し、樹勢の変化などに対し樹木医等の専門家の指導を仰ぎながら対応を行っていく。同様に 4 列のいちょう並木についても、生育の状況のモニタリングを継続して実施し、必要に応じて対応を行っていく。

（一社）日本イコモス国内委員会の検証

①神宮外苑広場の緑地は、「一部改変される」のではなく、ほぼ壊滅する。

②神宮外苑広場から移植する約 112 本の樹木により形成される、新しい樹林地の検証

a. 円周道路沿道部：移植樹のほとんどが、神宮外苑広場ではなく、絵画館前の芝生広場の外縁を構成する樹齢 100 年以上の景観木。それぞれの場所で、威風堂々と存在していた樹木の尊厳は失われ、詰込みにより、脈絡のない樹林地となる。これらの樹木は、風致地区 A 区分であるため、本計画にいれるべきではない。

b. いちょう並木に隣接する文化交流施設周辺の樹林地

西側は、移植樹木による植栽帯となるため、施設への入り口は、いちょう並木からとなる当該エリアのいちょうは、枯損が生じているため、更なる負荷をかけることとなるため、この移植計画は、適切な植栽ではなく再考すべきである。

c. 文化交流施設から中央広場側の樹林地

このエリアには、「神宮外苑広場の比較的暗い林相を復元」と記載されている。

2 棟の文化交流施設に挟まれたエリアは、ウバメガシ（113、396）、タイサンボク（172）、クスノキ(3、261)、スダジイ（110）、ヒマラヤシーダー(119)、クヌギ（22）、ケヤキ（134）等、神宮外苑広場（建国記念文庫）の森、絵画館前の樹林地における樹齢 100 年以上の移植樹が、林立している。亜高木が計画されていないため、階層性のある生態系の

回復は不可能である。

また、移植樹の保全のため、このエリアは、基本的に人は立ち入ることの出来ない樹林帯となる。多くの人びとが交流する場に、神宮外苑広場（建国記念文庫）の森のような、植生遷移が進んだ常落混交林がふさわしいとは、通常の計画では行わない。事業者が出しておられるイメージパースも明るい森となっており、整合していない。

この計画が、階層性のある常緑広葉樹林として将来、遷移を遂げていくことができるかどうか、検証を行った。

- **樹種構成：**記載されている移植樹木は 38 本で、この内、常緑広葉樹（高木）は、わずかに 5 本、神宮外苑広場の主要な構成種であるスダジイは 1 本でだった。クロマツ、アカマツ等の常緑針葉樹が多く、20 本。落葉広葉樹は、ケヤキが 4 本、エノキが 2 本であり、中木として、ツバキ、ウバメガシ等、シダレザクラ、ヒトツバタゴ等の花木が移植されている。
- **樹木の配植：**この計画では、クロマツ等の針葉樹とケヤキ等の落葉広葉樹が、別々のエリアに植栽されている。混交林の群落構成とは、全く異なる形態である。
- **階層性：**神宮外苑広場（建国記念文庫）の森は、高木・中木・低木・草本・地被植物から構成される階層性が豊かな森で、なかでも、当該地における潜在自然植生であるスダジイが、高木、中木層に出現している。今回の計画では、スダジイは、わずかに 1 本であり、神宮外苑広場（建国記念文庫）の階層性のある森とは、全く異なっている。森林生態学の基本から、著しく逸脱するもので、持続可能な森の再生の青写真は存在していない。

計画では、文化交流施設から中央広場に通じる園路に新しい樹木が植栽されている。これは、動線を妨げることとなり現実的計画ではない。

d. 中央広場周辺の樹林帯

全ての主木は、移植樹である。その多くは、国立競技場の移植樹に見られるように、強剪定のために樹形が切断されており、保護のために植栽地が必要である。明るい、集いの広場の前面に広がる樹林地としては、イメージパースとの乖離が著しく、適切ではない。

e. 秩父宮いちょう並木：近代都市美の結晶であり、直線が基本。このエリアに移植すべきではない。

以上、移植樹を活用して新しく形成される中央広場、文化交流施設周辺を、記載された移植樹の樹種、大きさ、広場の利用などを勘案して考察を行った。第一に群落構成が、森林生態学の基本を踏まえていないため、「混乱林」となっており、持続可能な樹林地とはなりえない。第二に、広場としての利用を考える時、神宮外苑広場のような常落混交林とし、林内に入ることを制限しなければならない樹林地は、適切とはいいがたい。第三に近代都市美の結晶であるいちょう並木については、その構造的美（直線）を歪めて、再開発に利用することは、厳に慎むべきである。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

（5）いちょう並木の保全とネットワーク

＜事業者の環境影響評価書の結論＞

これらの緑地等は、並木東側から保存する4列のいちょう並木や文化交流施設棟等を経由してスタジアム通り及び第二球場北側まで連続しており、計画地周辺の神宮外苑広場（御観兵榎）や聖徳記念絵画館裏の緑地、新宿御苑、青山霊園、赤坂御用地等の緑及び生態系のネットワークは維持されるものと考える。

工事の施行にあたっては、保存する4列のいちょう並木や神宮外苑広場（建国記念文庫）等の既存樹木の生育に影響が及ばないよう、計画建物の地下躯体の配置等に配慮するとともに、既存（移植）樹木の根周りが歩行者等により踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努める。また、保存する4列のいちょう並木の西側1列については、野球場棟の近接工事着工前に樹木医の判断を仰ぎながら根系調査を行い、その結果により設計者・施工者等と調整し、4列のいちょう並木を保全するため、詳細な建築計画及び施工計画の検討を行う。

あわせて、樹木の移植及び新植にあたっては、適切な植栽基盤を確保した上で植付に適した時期に留意するとともに、必要に応じて適期に根回しを行う。さらに、工事の施行にあたっては、存置する既存樹木を傷つけないよう、建設機械の配置等に留意するよう施工会社に対して指導する。

存置・移植した既存樹木及び新規に創出した緑地については、現状と同様に多様な樹種に対応した適切な管理育成を引き続き行っていくとともに、文化交流施設棟の高さを抑えることにより日照を確保することで緑の量が増加し、豊かな樹林が形成されるものと考える。また、ラグビー場棟による神宮外苑広場（建国記念文庫）への日影の影響については、「8.7日影」に記載の神宮外苑広場（建国記念文庫）から最も近い調査地点「写真8.7-5　天空写真(No.5地点　絵画館前交差点)」において、樹木が最も生長する時期（夏至及び春・秋分）において日影とならないことから、日照は確保されるものと考える。野球場棟の防球ネットによる青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの4列のいちょう並木への日影の影響については、今後、安全性も考慮した上で防球ネットの透過性等の詳細を検討する中で日影についても配慮し検討を行う。

以上のことから、新宿御苑から赤坂御用地へ連続するまとまりのあるみどりの骨格を形成する神宮外苑の豊かな自然環境は維持・保全される。したがって、周辺地域も含めた生物・生態系の現況は維持され、評価の指標を満足するものと考える。

①生態系のネットワークは、既存樹木の53%、1018本が伐採・移植されるため、破壊される。特に、建国記念文庫の森、及び絵画館前広場の樹林地における樹齢100年を超える多数の樹木の伐採・移植は、取り返しのつかない行為である。(前述)。

②4列のいちょう並木の永続的保存にむけては、日照・風環境・地下水の動向・根系・個別のいちょうの特性等を含めた**総合的調査**が必要である。建築の基礎に対する部分的対応が、永続性を担保するとの科学的根拠は、全く、存在していない。

③（一社）日本イコモス国内委員会は、

・地下構造物の構築と樹木保全に関する影響について、時間の経緯を踏まえたデータ（新宿御苑）の提示と分析（1984年～2022年)。

・衰退が生じているいちょう並木の146本の毎木調査の実施。

・根系調査の見直し。

について、提言を行ってきた。

ICOMOS Japan
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.
Tel&Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

事業者が評価書で提出されているいちょう並木に関する調査は、わずかに 1 ヵ所、半頁にすぎない。御堂筋のいちょう並木などは、他者の調査のコピーにすぎず、外苑の衰退の危機にあるいちょうについては、一片の報告すら、審議会に対しても行われていない。

根系調査については、2023 年 1 月 11 日に突然、実施されることを知り、（一社）日本イコモス国内委員会は、現地、確認を申し入れたが、非公開で行われた。2023 年 1 月 20 日、念のために現地確認を行ったが、すでに埋め戻されていた。非公開のデータは、証拠能力は有さない。

以上、2023 年 1 月 20 日に提出された「（仮称）神宮外苑地区市街地開発事業についての環境影響評価書」の内容を精査し、「虚偽の報告および資料の提出」について分析を行った。

その結果、

・調査における科学的方法論が正しく適用されておらず、現況調査に誤りがあったため、予測、評価において、論理的構築が不可能となっており、数多くの虚偽の報告が行われている。

・大量の樹木の伐採・移植は、変わっておらず、生態系が著しく破壊されるにもかかわらず、「新宿御苑から赤坂御用地へ連続するまとまりのあるみどりの骨格を形成する神宮外苑の豊かな自然環境は維持・保全される。したがって、周辺地域も含めた生物・生態系の現況は維持され、評価の指標を満足するものと考える。」

と結論づけられている。

このことは、良好な環境を次世代へ繋いでいこうとする多くの市民の意志を尊重しないものであり、他ならぬ、東京都環境影響審議会を軽視し、事業者としての社会的責務を果たしていないと判断する。

以上より、「（仮称）神宮外苑地区市街地開発事業についての環境影響評価」について、東京都環境影響評価条例第九十一条第五項の規定に基づき、知事は、事業者に対し、必要な措置をこうずるよう勧告を行ってください。また、環境影響評価審議会におかれましては、再審を行っていただきたく要請いたします。